

第2期

奥出雲町いのち支える自死対策計画

“生きる”をみまもる・よりそう・つなぐまち を目指して

令和6年3月

島根県 奥出雲町



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

はじめに

私達は日々の生活の中で誰もが、病気、育児や介護、孤立や対人関係など様々な悩みを抱えています。自死とはそうした悩みが重なり合って、選択肢もなくなって相談も出来なくなり、追い込まれていくものであり、「誰もが起こりうる事」でもあると思います。

私自身も中学生の頃、母の介護で悩んだ事、自らの病気で悩んだ事、今でも人間関係等で悩むこともあります。ただ、その都度、町の保健師さん、先生、友人、職場の同僚、家族等が支えてくれたように思いますし、私自身も支える、寄り添う人になりたいと思っています。

本町における平成26年以降の5年平均の自殺死亡率は、島根県、雲南圏域と比較して高い値で推移しています。毎年かけがえのない「いのち」が自死によって失われており、非常事態はいまだ続いていると言わざるをえません。

国においては、令和4年に、子ども・若者に対する自死対策の推進、女性に対する支援の強化など加えた新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、自殺対策の方針を示しました。

このような状況を踏まえ、本町においても、計画の見直しを進め、国や島根県の動向も踏まえ、新たに女性、子ども・若者を重点施策に加えた「第2期奥出雲町いのち支える自死対策計画」を策定しました。本計画に基づき、“生きる”をみまもる・よりそう・つなぐまちの実現を目指します。

自死対策は「生きることの包括的な支援」であり、それは地域づくりそのものです。町民の皆様はもとより、様々な方々とのネットワークづくりが必要となります。関係機関・団体との連携を一層強化し、まさに、総力戦のまちづくり「奥出雲創生・奥出雲の暮らしが幸せだと実感できる生活環境づくり」に取り組んで、誰もが自死に追い込まれることのない地域や社会を創って行かなければなりません。

町民の皆様には、本計画を通じて自死に対する関心と理解を深め、自分事として考えていただき、自死対策の担い手として、愛する大切な人や周囲の人への気づきや寄り添い、支えあいに、今後ともより一層ご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました奥出雲町自死対策連絡協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位、町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

奥出雲町長

保原 系

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1) 計画策定の趣旨	1
2) 計画の位置付け	1
3) 計画の期間	2
4) 計画の数値目標	2
5) 「自殺」と「自死」について	3
第2章 奥出雲町における自死の現状と課題	4
1) 奥出雲町における自死の現状	4
(1) 5年平均の自殺死亡率の年次推移	
(2) 自死者数の推移	
(3) 男女別・年代別死亡状況	
(4) 性別・年齢・職業・同居人の有無別に見た自死者の状況	
(5) 自死の動機	
(6) 支援が優先されるべき対象群	
(7) 奥出雲町における自死の現状のまとめ	
2) 自死に関連するデータ	10
(1) 心の健康に関するアンケート結果	
(2) 高齢者関連資料	
(3) 生活困窮者関連資料	
(4) 勤務・経営関連資料	
(5) 女性・子ども・若者関連資料	
3) これまでの取り組みと評価（第1期計画評価）	16
(1) 第1期計画の目標達成状況	
(2) 基本施策・重点施策の評価と今後の課題	
4) 今後の方向性	21
第3章 奥出雲町の自死対策における取り組み	22
1) 施策体系	22
2) 基本施策	23
(1) 地域におけるネットワークの強化	
(2) 自死対策を支える人材の育成	
(3) 住民への啓発と周知	
(4) 生きることへの促進要因への支援	
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
3) 重点施策	34
(1) 高齢者	
(2) 生活困窮者	
(3) 勤務・経営	
(4) 女性	
(5) 子ども・若者	
4) 生きる支援関連施策	40
第4章 奥出雲町の自死対策推進体制	50
自死対策組織の関係図	
第5章 資料編	52
・奥出雲町自死対策連絡協議会設置要綱	
・自殺対策基本法	

第1章 計画策定の趣旨等

1) 計画策定の趣旨

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自死に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自死以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自死対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、「個人の問題」とされてきた自死が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自死対策を総合的に推進した結果、自死で亡くなる人数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率*（人口10万人当たりの自死による死亡率）は、先進国（G7）の中で最も高く、自死者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しています。さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自死の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自死者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回っているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自死に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自死対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自死対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自死対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が自死対策について計画を定めることが新たに規定されました。

これらの背景を踏まえ、町が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全町的な取り組みとして自死対策を推進するため、この度「第2期奥出雲町のち支える自死対策計画」を策定しました。本計画の実行を通して、「“生きる”をみまもる・よりそう・つなぐまち」の実現を目指します。

2) 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。関連性の高い計画である「奥出雲町げんきプラン21（第3期計画）」や「第2次奥出雲町総合計画」、「奥出雲町地域福祉計画」、「奥出雲町老人福祉計画」、「奥出雲町障がい福祉計画」との整合性を図ります。

また、自死対策は、社会全体の自死リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開していくことから、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。このことから、本計画の推進は、SDGsの目標達成に資するものとして位置づけられます。

（参考）SDGs（持続可能な開発目標）

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



3) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

4) 計画の数値目標

国では、令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、令和8年(2026年)までに自殺死亡率*を平成27年(2015年)と比較し、30%以上減少させることを目標としています。

島根県では、「島根県自死対策総合計画」において、令和8年(2026年)までに自殺死亡率*を平成27年(2015年)と比べて40%以上減少させ、国と同じ目標値である13.0以下を目指すことを目標としています。

こうした国や島根県の方針を踏まえ、本町においては、「“生きる”をみまもる・よりそう・つなぐまち」を目指し、自死者数が現在の約半数以下となるよう、令和4年(2022年)から令和8年(2026年)までの5年平均の自殺死亡率*を平成29年(2017年)から令和3年(2021年)までの5年平均の自殺死亡率29.9から40%以上減少させ、17.9以下とすることを目標とします。

自死対策を通じて令和10年度(2028年度)までに達成すべき目標値

第1期計画		第2期計画	
【基準値】	【目標値】	【現状値】	【目標値】
平成24年～平成28年 5年平均自殺死亡率	平成29年～令和3年 5年平均自殺死亡率	平成29年～令和3年 5年平均自殺死亡率	令和4年～令和8年 5年平均自殺死亡率
34.2 /10万人	23.9 以下 /10万人	29.9 /10万人	17.9 以下 /10万人

(参考)

30%以上減少

40%以上減少

【国の目標値】

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる。

	基準値(平成27年)	現状値(令和2年)	目標値(令和8年)
自殺死亡率* (人口10万対)	18.5	16.4	13.0 以下

【島根県の目標値】

令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて40%以上減少させ、国と同じ目標値である13.0以下を目指す。

	基準値(平成27年)	現状値(令和3年)	目標値(令和8年)
自殺死亡率* (人口10万対)	22.9	15.7	13.0 以下

※国・島根県は単年の値

*自殺死亡率とは
$$\frac{\text{年間自殺者数}}{\text{人口(10月1日現在)}} \times 100,000 \text{ 人}$$

5) 「自殺」と「自死」について

島根県では、自死遺族に配慮して2013年度（平成25年度）から「自殺」という言葉を「自死」と言い換えて使用しています。本町においても島根県の取り扱いに準じて「自死」を使用しています。

【参考】島根県の取扱（島根県自死対策総合計画（令和5年10月策定）より抜粋）

（1）この計画（島根県自死対策総合計画）での取扱

計画本文中は、法律の名称等一部の例外を除き、「自死」を用いる。

（注）この計画において例外的に「自殺」という語を用いるケース

①法律、大綱の名称等

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、自殺予防週間、自殺対策強化月間

②統計用語

自殺死亡率、人口10万人当たりの自殺者数

（2）県行政における一般的な取扱

県行政における一般的な取扱としては、「自死」を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。

第2章 奥出雲町における自死の現状と課題

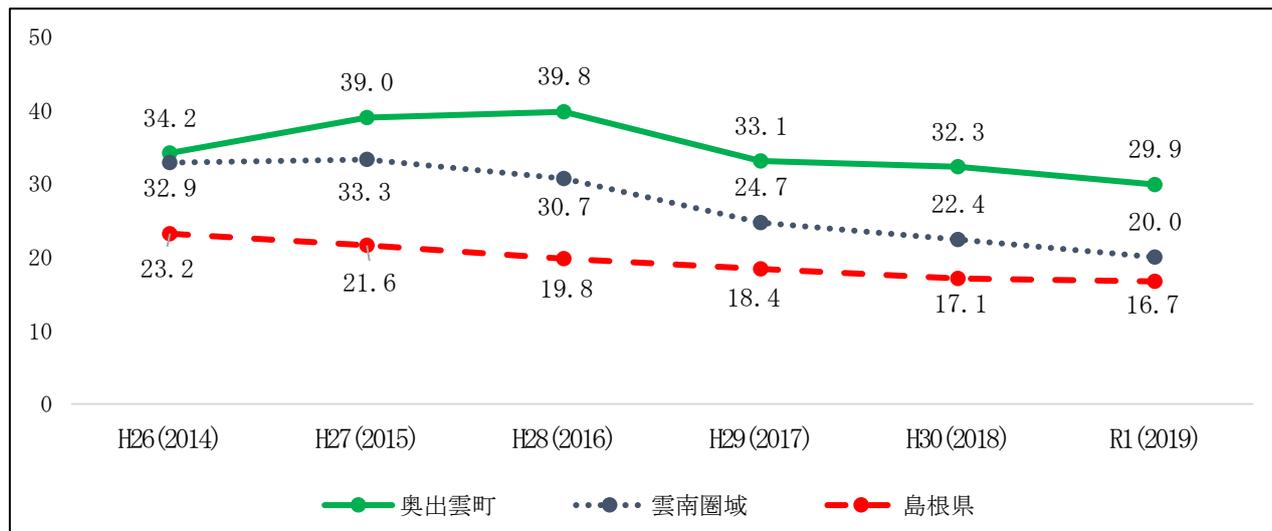
1) 奥出雲町における自死の現状

(1) 5年平均の自殺死亡率の年次推移（島根県、雲南圏域、奥出雲町の比較）

本町の5年平均の自殺死亡率は、平成28年（2016年）をピークに減少傾向にあります。島根県、雲南圏域と比較すると高い値で推移しています。（図1）

図1：島根県、雲南圏域、奥出雲町の自殺死亡率（人口10万対）

横軸の年を中心とした5年間の平均自殺死亡率。（平成26年：平成24年から平成28年の平均自殺死亡率）

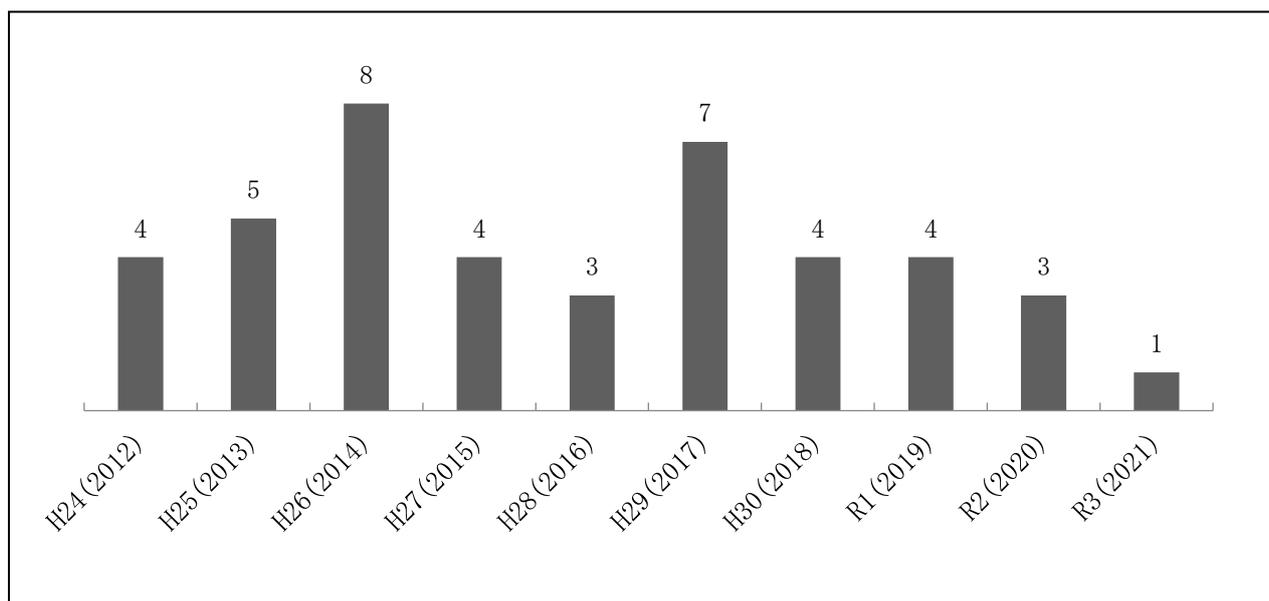


(2) 自死者数の推移

自死で亡くられる方は毎年あります。（図2）

自死者数を性別で比較すると平成24年以降、男性が約6割、女性が約4割と男性の方が多いたが、過去5年間（平成29年から令和3年）では、男女差はほとんどありません。

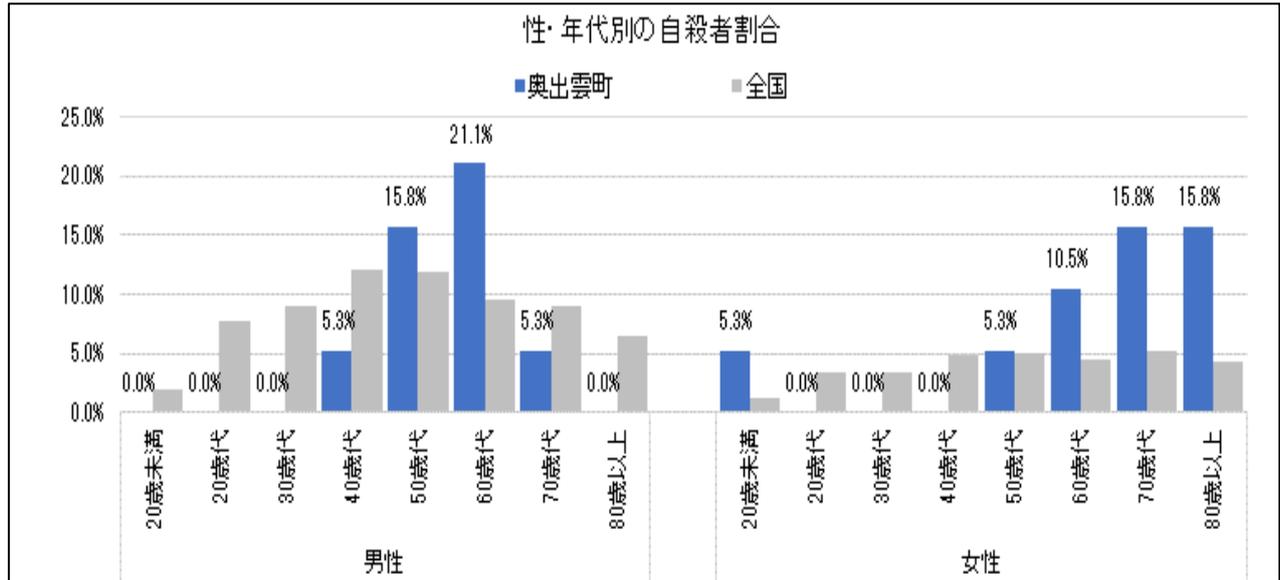
図2：奥出雲町の自死者数



(3) 男女別・年代別死亡状況（全国と奥出雲町の比較）

平成 29 年（2017 年）から令和 3 年（2021 年）の 5 年間を平均した性別・年代別死亡状況を見ると、全国では、男性は 40 歳代、50 歳代、女性は 40 歳以上の年代において自死者の割合が高い状況です。本町においては、男性は 50 歳代、60 歳代、女性は 50 歳以上の年代において自死の割合が全国割合より高い状況です。（図 3）

図 3：全国、奥出雲町の性別・年代別自死者割合*
自殺統計（自死日・住居地、H29～R3 年平均）



*自死者割合は、全自死者に占める割合を示す。

(4) 性別・年齢・職業・同居人の有無別に見た自死者の状況

性別、年齢に加えて職業、同居人の有無を併せて自死者の状況をみると、平成 29 年（2017 年）から令和 3 年（2021 年）の自死者割合において最も高いのが「女性・60 歳以上・無職・同居人あり」であり、第 1 期計画と比べて変化していません。「男性・40～59 歳・有職・同居人あり」の割合が第 1 期計画と比べて増加しています。（図 4）

また、60 歳以上の自死者を同居人の有無別でみると、過去 5 年間ににおける 60 歳以上の自死者の約 9 割に同居人があり、全国割合と比較しても多いです。（表 1）

過去 5 年間ににおける有職者のうち、職業は自営業・家族従業者が約 3 割で、被雇用者・勤め人が約 7 割でした。（表 2）

図4：奥出雲町の自死の概要

特別集計（自死日・住居地、H24～H28年合計、H29～R3年合計）

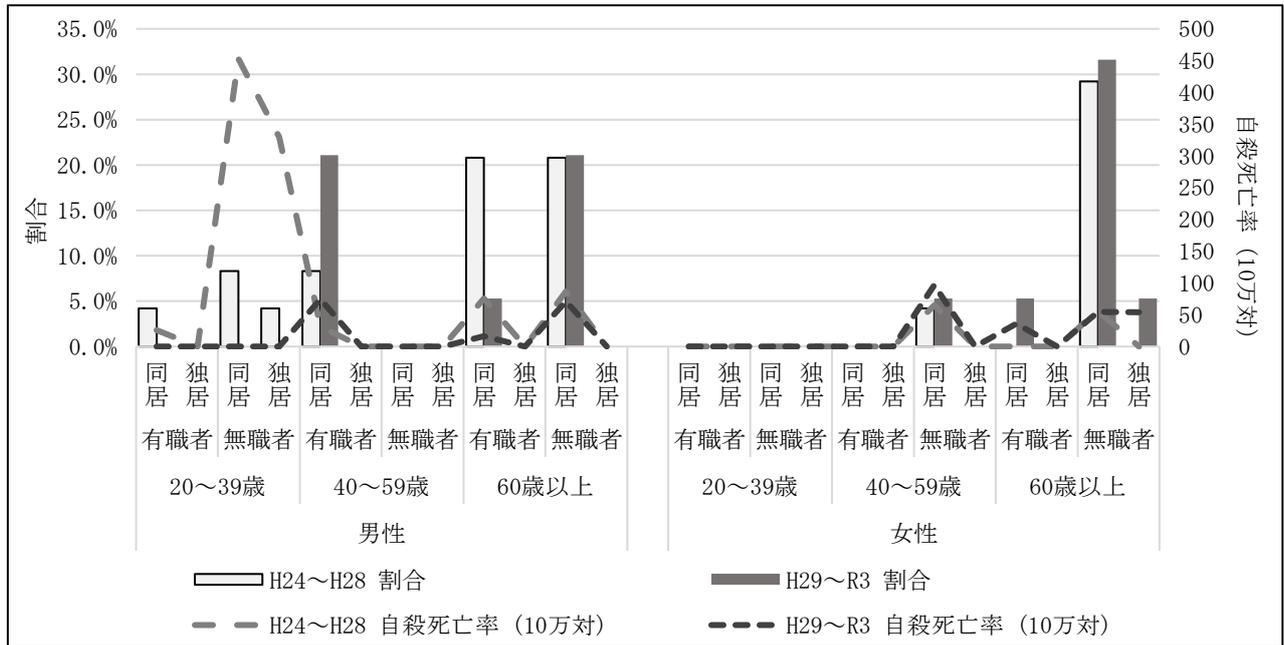


表1：奥出雲町の60歳以上の自死の内訳

同居人の有無（割合） 特別集計（自死日・住居地、H29～R3年合計）

性別	奥出雲町		全国	
	あり	なし	あり	なし
60歳以上男性	38.5%	0.0%	40.5%	23.4%
60歳以上女性	53.9%	7.7%	24.7%	11.4%
合計	92.4%	7.7%	65.2%	34.8%

※高齢者（65歳以上）の多くが無職のため、性別の同居者の有無を示している。

表2：奥出雲町の有職者の自死の内訳

特別集計（自死日・住居地、H29～R3年合計）

職業	奥出雲町	全国
自営業・家族従業者	33.3%	17.5%
被雇用者・勤め人	66.7%	82.5%
合計	100.0%	100.0%

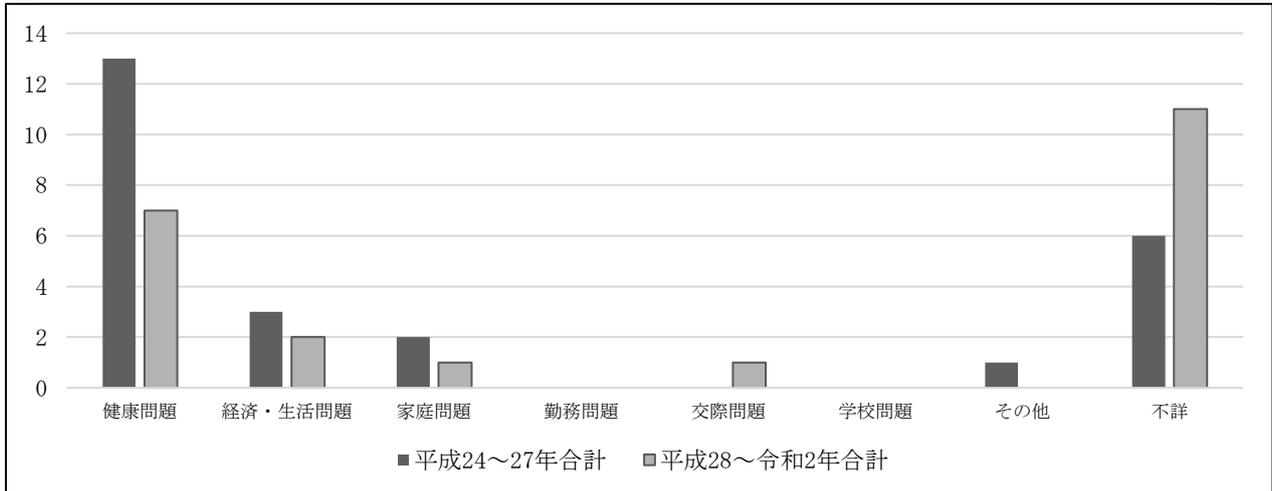
※性・年齢・同居の有無の不詳を除く。

(5) 自死の動機

自死は、平均すると4つの原因が複合的に連鎖して起きていると言われていています。本町の自死の状況を動機別でみると、平成24年(2012年)から平成27年(2015年)では、健康問題が最も多いですが、平成28年(2016年)から令和2年(2020年)では、多い方から不詳、健康問題、経済・生活問題となっています。(図5)

図5：奥出雲町における自死の動機

(人)



※令和3年(2021年)、令和4年(2022年)の数値は公表されていないため、記載していない。

※遺書等の自死を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としているため、原因・動機の特定ができた自死者数とは一致していない。

(6) 支援が優先されるべき対象群

平成24年(2012年)から平成28年(2016年)の5年間で平成29年(2017年)から令和3年(2021年)の5年間で自死によって亡くなった奥出雲町民の統計を「いのち支える自殺対策推進センター」が分析し、自死者数の多い属性(性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別)の上位5区分を本町の主な自死の特徴として示されました。第1期計画の状況と比較して「女性・60歳以上・無職・同居」が最も高く変化していませんが、「男性・40～59歳・有職・同居」の割合が増加しています。(表3)

表3：奥出雲町の主な自死の特徴

H24年(2012)～H28(2016)年			H29(2017)～R3(2021)年		
上位5区分	割合*1	自殺死亡率*2 (10万対)	上位5区分	割合*3	自殺死亡率*4 (10万対)
1位 女性60歳以上 無職 同居	29.20%	55.8	1位 女性60歳以上 無職 同居	31.60%	54.3
2位 男性60歳以上 無職 同居	20.80%	86.5	2位 男性40～59歳 有職 同居	21.10%	74.6
3位 男性60歳以上 有職 同居	20.80%	75.8	3位 男性60歳以上 無職 同居	21.10%	71
4位 男性20～39歳 無職 同居	8.30%	452.9	4位 女性40～59歳 無職 同居	5.30%	96.6
5位 男性40～59歳 有職 同居	8.30%	31.6	5位 女性60歳以上 無職 独居	5.30%	54.2

区分の順位は自死者数の多さに基づき、自死者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

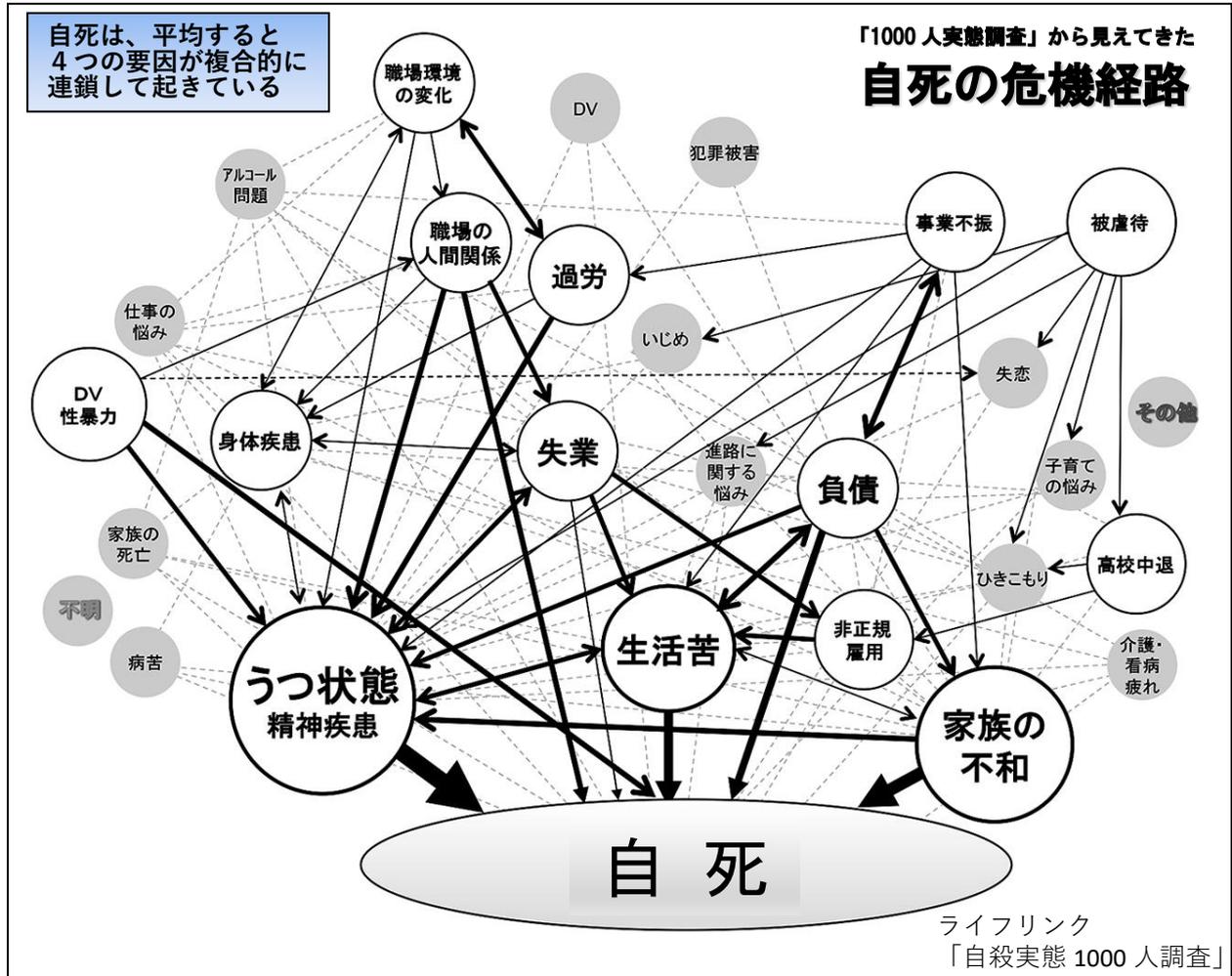
*1 割合：2012年から2016年の全自死者に占める割合を示す。

*2 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

*3 割合：2017年から2021年の全自死者に占める割合を示す。

*4 自殺死亡率の母数（人口）は総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計。

図6：背景にある主な自死の危機経路



(7) 奥出雲町における自死の現状のまとめ

【現状（平成 29 年～令和 3 年）のまとめ】

- ・ 5 年平均の自殺死亡率は、島根県、雲南圏域と比較して高い値で推移しています。
- ・ 自死者数の男女差はほとんどありません。
- ・ 全自死者に占める性別・年代別の割合を見ると、男性は 50 歳代、60 歳代、女性は 50 歳以上の年代において自死の割合が全国と比較して高い状況です。
- ・ 自死者割合において第 1 期計画の状況と比較し「女性・60 歳以上・無職・同居人あり」が最も高く変化していませんが、「男性・40～59 歳・有職・同居」の割合が高くなっています。
- ・ 60 歳以上の自死者を同居人の有無別で見ると、約 9 割に同居人がいました。
- ・ 全自死者のうち有職者は約 3 割で、職業は約 3 割が自営業・家族従事者、約 7 割が被雇用者・勤め人でした。
- ・ 自死の動機は「不詳」が最も多く、次いで「健康問題（うつ病、身体の病気等）」「経済・生活問題（生活苦・多重債務等）」が多い状況です。

【出典】

図 1、3、表 1～2：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022」

図 2、5：自殺の統計「地域における自殺の基礎資料」

図 4、表 3：いのち支える自殺対策推進センター（旧：自殺総合対策推進センター）

「地域自殺実態プロファイル 2017・2022」

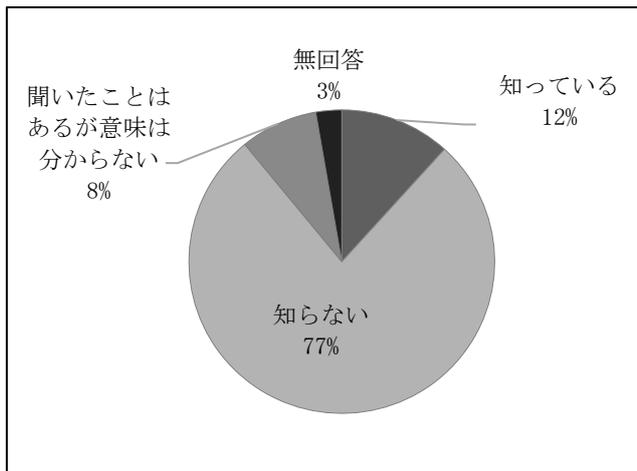
2) 自死に関連するデータ

(1) 心の健康に関するアンケート結果

奥出雲町げんきプラン 21 アンケート結果より (一部抜粋)
調査対象：奥出雲町民 20 歳～79 歳 回答期間：R3.10.5～10.20
対象者数：600 名 回答者数：256 名 回収率：42.7%
抽出方法：令和 3 年 9 月 30 日現在、20 歳代～70 歳代各 100 名ずつ無作為に抽出し郵送法によるアンケートを実施
回答者属性：男性 46.1% 女性 48.0% (無回答 5.9%)
20 代 7.8% 30 代 11.3% 40 代 11.3% 50 代 17.2% 60 代 25.4% 70 代 26.6%

① 「自死予防のためのゲートキーパー※という言葉を知っていますか」

ゲートキーパーという言葉を知っている人は約 1 割と認知度が低いです。

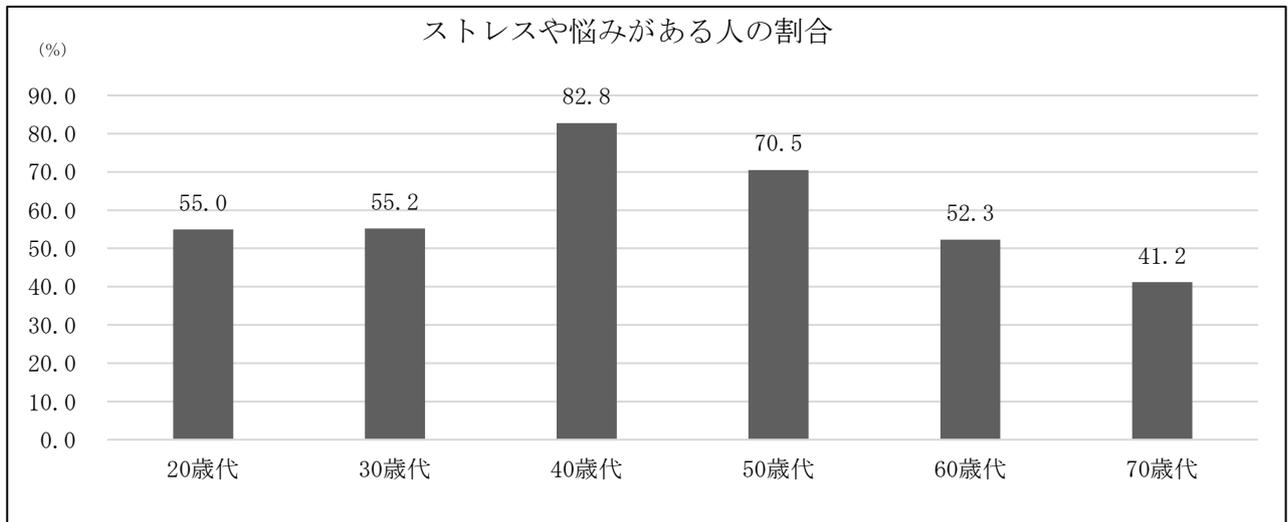


※ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて必要な支援につなげ、見守る人のこと。

② 「現在ストレスや悩みがありますか」

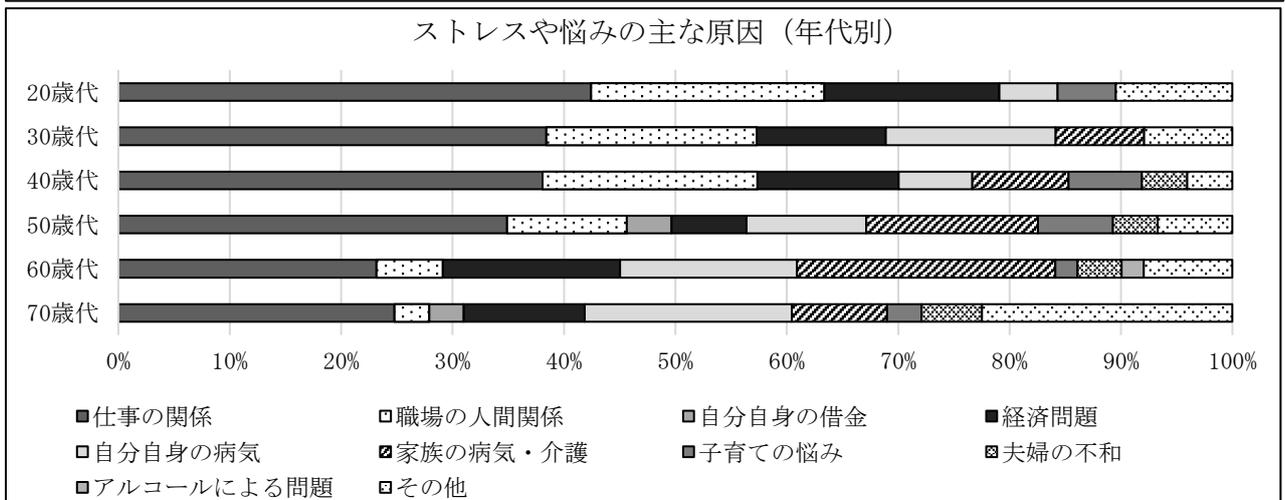
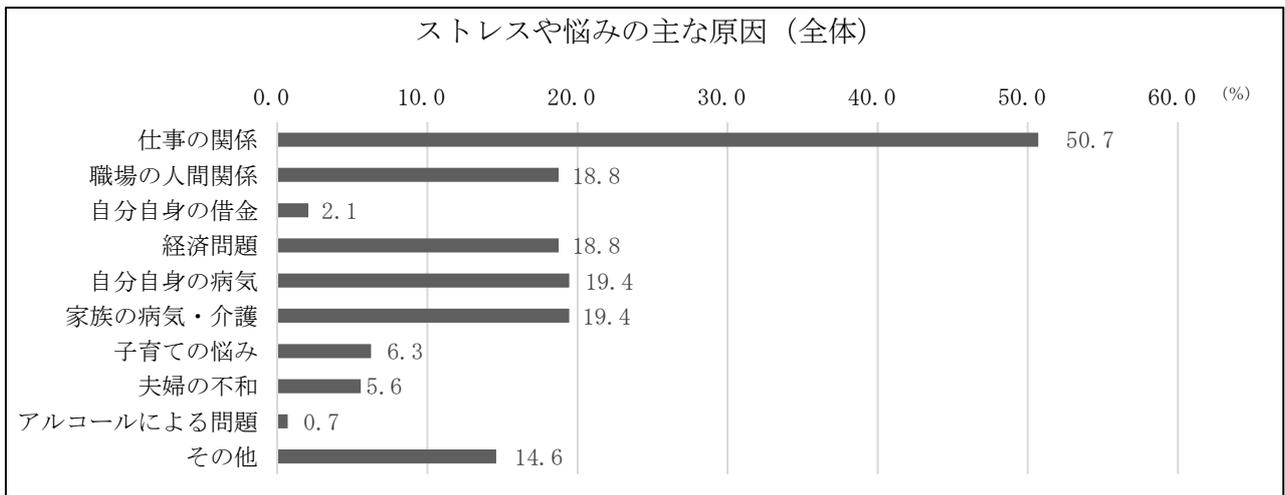
ストレスや悩みがある人は 70 歳代以外で半数を超えており、特に 40 歳代、50 歳代で多いです。



③「ストレスや悩みの主な原因は何ですか（主なもの3つまで）」

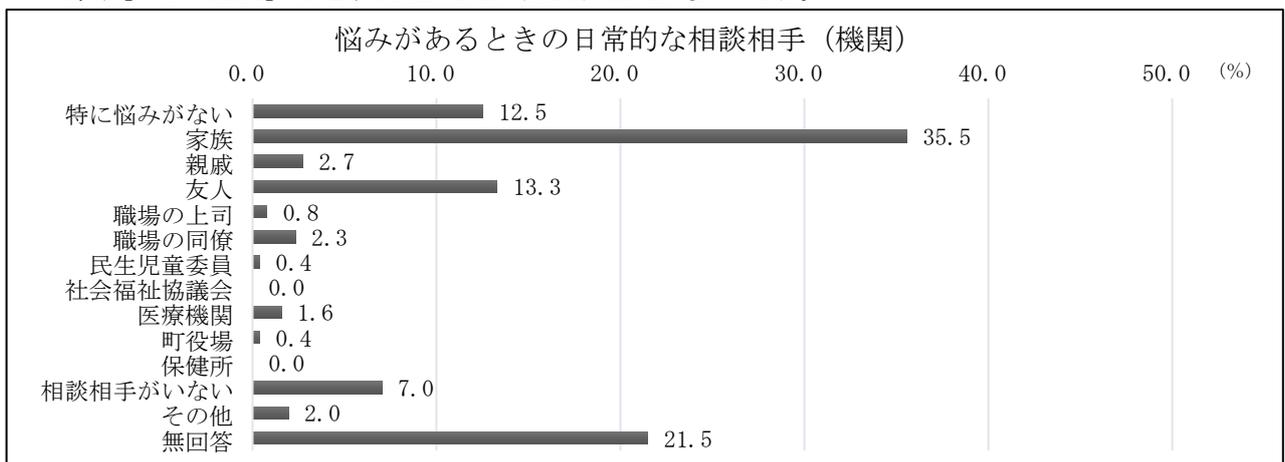
「仕事の関係」が全年齢で最も多く、特に20歳代～50歳代の働き盛りの年代に多いです。また、「職場の人間関係」についても働き盛り世代に多いです。

自死の動機で多い、「健康問題」に関連する「自分自身の病気」は年齢が上がるにつれて多くなっています。「経済・生活問題」に関連する「経済問題」についてはばらつきはありますが、20歳代や退職後の60歳代に多いです。また、「家族の介護や病気」は年代が上がるにつれて増え、60歳代が最も多いです。



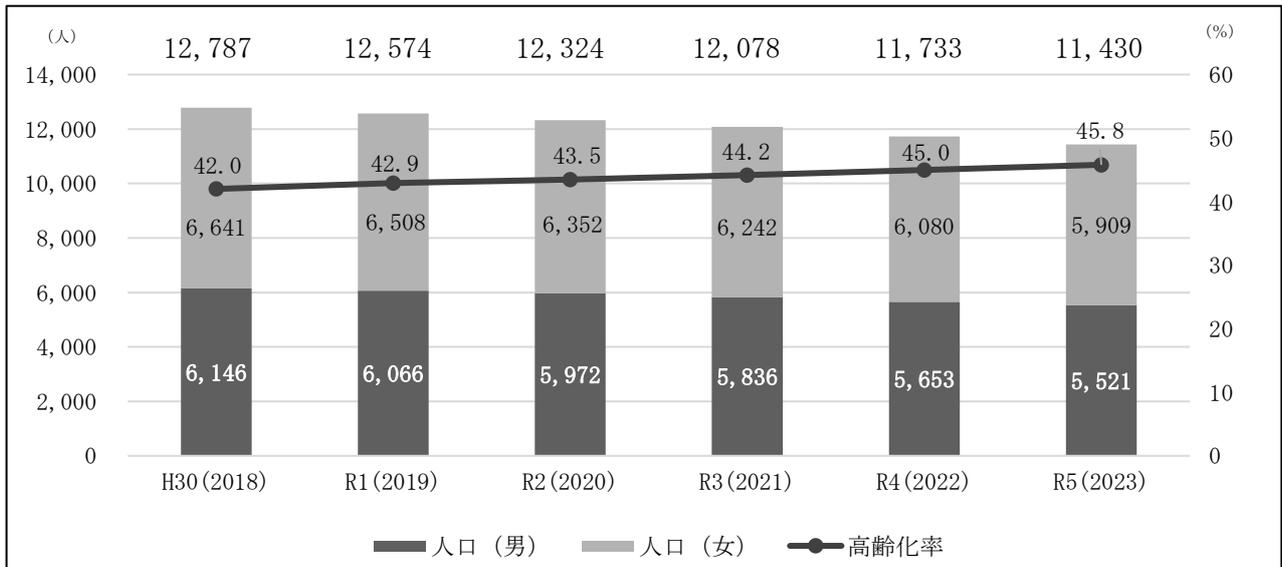
④「悩みがある時のあなたの日常的な相談相手（機関）は誰（どこ）ですか」

「家族」や「友人」など、身近な人に相談する人が多いです。



(2) 高齢者関連資料

① 総人口と高齢化率の推移



奥出雲町住民基本台帳 各年4月1日時点の実績値

(3) 生活困窮者関連資料

① 生活保護相談件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	30	16	15	20	21

② 生活保護受給状況

被保護世帯数・人員

(各年度 4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	48	50	53	46	44	46
人員	64	66	71	60	54	56

被保護世帯内訳

(令和5年4月1日現在)

	高齢世帯	障害者世帯	傷病者世帯	母子世帯	その他の世帯
単身世帯	30	2	2		4
2人以上の世帯	2	1	0	2	3

③ 就学援助

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（ひとり親・低所得世帯等への援助）

【小学校】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績額(千円)	3,618	4,046	3,159	3,087	3,423	
人数(人)	59	68	51	48	54	46

【中学校】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績額(千円)	3,944	4,673	4,026	3,520	3,708	
人数(人)	43	47	42	37	39	23

④ 生活困窮者自立相談支援事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談件数	9	8	18	19	4

(4) 勤務・経営関連資料

① 就業状況

(単位：人、%)

産業分類別		全労働人口 (15歳以上就業者数)		65歳以上労働人口		
		人数	割合	人数	全労働人口に 占める割合	65歳以上労働人口に占 める割合
総数		6,087	100	1,791	29.4	100
第1次	A 農業, 林業	1,094	18.0	781	71.4	44.6
	うち農業	1,038	17.1	769	74.1	43.9
	B 漁業	-	0.0	-	-	-
第2次	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	21	0.3	1	4.8	0.1
	D 建設業	563	9.2	159	28.2	9.1
	E 製造業	1,142	18.8	149	13.0	8.5
第3次	F 電気・ガス・熱供給・水道業	16	0.3	2	12.5	0.1
	G 情報通信業	24	0.4	2	8.3	0.1
	H 運輸業, 郵便業	172	2.8	31	18.0	1.8
	I 卸売業, 小売業	713	11.7	196	27.5	11.2
	J 金融業, 保険業	47	0.8	4	8.5	0.2
	K 不動産業, 物品賃貸業	10	0.2	3	30.0	0.2
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	70	1.1	17	24.3	1.0
	M 宿泊業, 飲食サービス業	315	5.2	111	35.2	6.3
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	123	2.0	52	42.3	3.0
	O 教育, 学習支援業	230	3.8	32	13.9	1.8
	P 医療, 福祉	909	14.9	139	15.3	7.9
	Q 複合サービス事業	124	2.0	6	4.8	0.3
	R サービス業 (他に分類されないもの)	258	4.2	82	31.8	4.7
S 公務 (他に分類されるものを除く)	219	3.6	15	6.8	0.9	
T 分類不能の産業	37	0.6	9	24.3	0.5	

令和2年(2020年)国勢調査

産業別でみると前回調査(H27年)より農業従事者が減少したため、製造業の割合が最も多く(18.8%)、次いで農業従事者(17.1%)、医療・福祉(14.9%)の順で多い状況です。

② 地域の就業者の常住地・従業地

奥出雲町内常住就業者の16.6%が町外で従業しています。また、奥出雲町内従業者の11.7%が町外に常住しています。

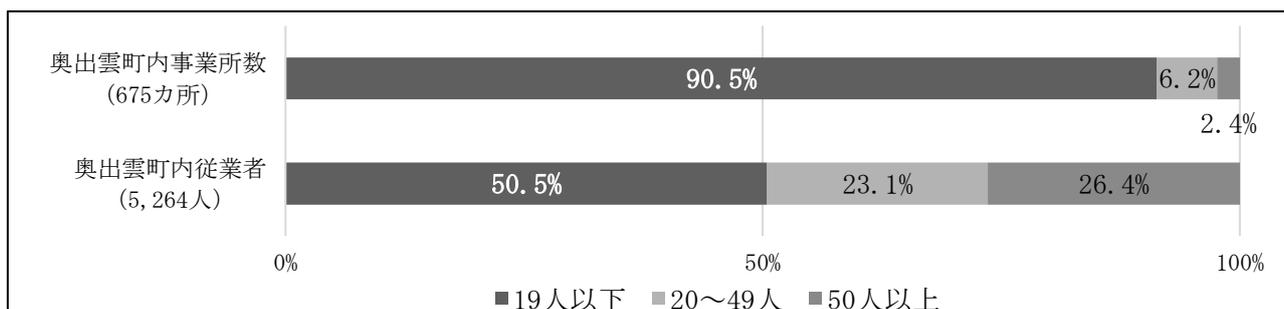
(単位：人)

		従業地			合計
		奥出雲町内	奥出雲町外	不明・不詳	
常住地	奥出雲町内	5,045	1,009	33	6,087
	奥出雲町外	668	—	—	668
合計		5,713	1,009	33	6,755

令和2年(2020年)国勢調査

③ 地域の事業所規模別事業所／従業者割合

労働者数50人未満の小規模事業場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自死対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

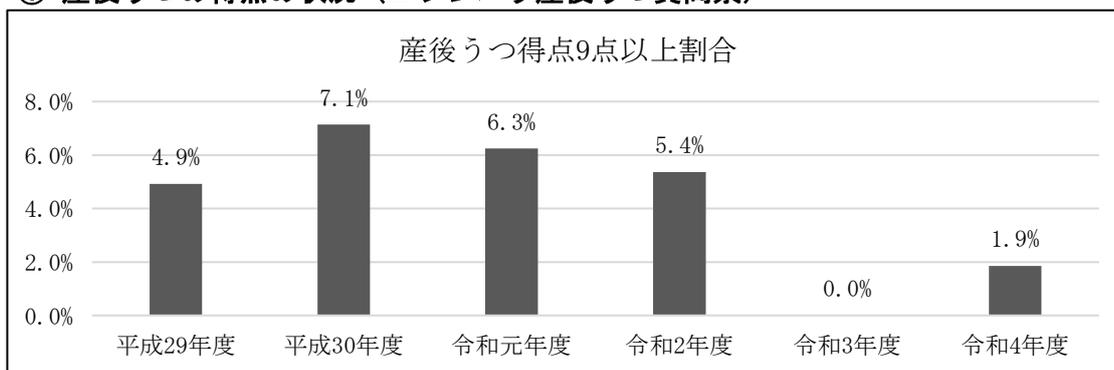


	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	675	412	123	76	27	15	13	3	6
従業者数	5,264	820	809	1,028	669	548	928	462	—

令和3年(2021年)経済センサス-活動調査

(5) 女性・子ども・若者関連資料

① 産後うつ得点の状況 (エジンバラ産後うつ質問票)



赤ちゃん訪問時質問票結果

3) これまでの取り組みと評価（第1期計画評価）

(1) 第1期計画の目標達成状況

平成31年3月に「奥出雲町のち支える自死対策計画」を策定し、5つの基本施策、3つの重点施策を掲げ、自死対策に取り組んできました。

5つの基本施策にそれぞれ目標値を掲げ、関係機関と連携を図りながら自死対策に取り組んだ結果、目標値を概ね達成し、自死者数、5年平均自殺死亡率は減少傾向にあります。しかし、社会情勢の変化等もあり、島根県や雲南圏域と比較すると依然として高い状況が続いており、本計画の目標値（5年平均自殺死亡率23.9以下）を達成していません。

第1期計画での新たな課題について、次期計画で推進していきます。

「奥出雲町のち支える自死対策計画（第1期計画）」の評価指標での達成状況

【達成状況の評価基準】

◎目標達成率（76%以上） ○目標達成率（51～75%）

△目標達成率（26～50%） ×目標達成率（25%未満）

評価項目	令和5年度（2023年度）までの 目標	実績 (令和元年度～令和5年度9月末時点)	達成 状況
自死対策連絡協議会開催回数	年1回以上（5年間で5回以上）	5回	◎
奥出雲町のち支える自死対策推進本部会議・実務者会議開催回数	年1回以上（5年間で5回以上）	本部会議 5回 実務者会議 8回	◎
各会議における自死予防に関する情報提供回数	各会議 年1回以上 (5年間で延べ25回以上)	17回	○
奥出雲町の人口に対するゲートキーパー養成研修受講者の割合	2023年度末までに人口の2%以上が受講する ・人口 12,787人 (平成30年4月1日現在) ・目標人数 255人以上	R1～4年度 合計291人 (人口の2.3%)	◎
民生児童委員への自死の現状や自死予防に関する情報提供回数	年1回以上（5年間で5回以上）	5回	◎
自死予防週間(9月)・自死予防強化月間(3月)における啓発人数	年300人以上 (5年間で延べ1,500人以上)	1,475人	◎
民生児童委員活動週間（全戸訪問）における自死予防啓発世帯数	年3,000世帯以上 (5年間で延べ15,000世帯以上)	活動週間における啓発を実施。(実績数集計ないため実数での評価は不可。)	-
二十歳の集い*等若者が集うイベントでの自死予防啓発回数	年2回以上 (5年間で10回以上)	7回	○

*二十歳の集い 令和3年度までは「成人式」

評価項目	令和5年度（2023年度）までの 目標	実績 (令和元年度～令和5年度9月末時点)	達成 状況
心の健康づくり等に関する健康教室・講演会の開催回数	年2回以上 (5年間で10回以上)	R1～R4年度 8回	◎
広報、ホームページへの掲載回数	年2回以上 (5年間で10回以上)	広報 9回	◎
母子手帳アプリ「母子モ」への掲載回数	年1回以上 (5年間で5回以上)	相談窓口等について通年掲載	◎
新たな居場所・生きがいづくりの場の創設数	年3ヶ所以上新設 (5年間で延べ15ヶ所以上)	主な居場所・生きがいづくりの場 計15ヶ所新設（R1～R4年度） ・奥出雲いきいき体操 4か所 ・住民主体の通いの場 6か所 ・文化協会加盟サークル 5サークル	◎
自死未遂者支援体制の構築	実務者会議での協議を継続し、自死未遂者支援体制を構築する	自死未遂者支援体制の構築に向けた基盤づくりについて保健所や病院と協議を行った。	-
バースデイプロジェクト開催施設数 (幼稚園、小中学校、高校)	年10施設以上 (5年間で延べ50施設以上)	R1～R4年度 41施設	◎

(2) 基本施策・重点施策の評価と今後の課題

基本施策(1) 地域におけるネットワークの強化	
①地域における連携・ネットワークの強化 ②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自死対策連絡協議会、いのち支える自死対策本部会議、実務者会議の開催 ・特定の問題に関連する各会議において、自死の現状や対策について情報提供
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各自死対策会議を通して、自死対策における共通認識をもつための情報共有や意見交換を行った。地域で見守り、支えあえるまちづくりのためには、各機関の役割を認識し、情報共有できる体制が必要である。 ・相談を受けた際や様々な悩み・困難を抱える人に気づいた際には、早期に関係課や関係機関につなぐ体制が必要。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と自死予防に関する役割や連携体制の整理 ・庁舎内連携体制の構築

基本施策(2) 自死対策を支える人材の育成	
① 様々な職種を対象とする研修の実施 ② 一般住民に対する研修による人材育成 ③ 学校教育・社会教育の場における人材育成 ④ 寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・役場職員、介護支援専門員、民生児童委員等を対象にゲートキーパー研修を開催
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成人数は目標を達成したが、アンケートでは、ゲートキーパーを知っている人は約1割と認知度が少ない。 ・役場職員や介護支援専門員、民生児童委員など、地域でも役割のある人への研修は実施できたが、一般住民への研修の機会が少なかった。働き盛り世代の自死も多いため、事業所等でも研修開催できるよう働きかけが必要。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパーの周知 ・事業所等でのゲートキーパー研修の実施

基本施策(3) 住民への啓発と周知	
①リーフレット・啓発グッズの作成と周知 ② 町民向け講演会・イベント等の開催 ③ メディアを活用した啓発活動	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自死予防週間(9月10日～16日)、自死対策強化月間(3月)での普及啓発 ・町ホームページ、告知放送、文字放送、LINEを活用した周知 ・コロナ禍では街頭キャンペーンを中止し、新型コロナウイルスワクチン接種会場(成人、高齢者層)や中学校、高校、二十歳の集い*等で若年層へ啓発グッズやパンフレットを配布 ・母子モに通年相談窓口等の情報を掲載。妊婦訪問や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等で産後うつや心の健康について個別に啓発を実施。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自死予防週間、自死対策強化月間にあわせ各媒体を使用した啓発を実施した。自死予防週間、月間以外の期間にも定期的に情報発信する必要がある。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョーホー奥出雲やLINE等を活用した定期的な情報発信 ・女性高齢者や壮年期男性、若年層への啓発の強化

基本施策(4) 生きることの促進要因への支援	
① 居場所づくり活動 ② 自死未遂者への支援 ③ 遺された人への支援	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり活動への支援 ・自死未遂者支援体制について奥出雲病院や保健所と協議 ・精神科救急医療体制整備雲南圏域連絡調整会議にて各関係機関と情報共有 ・自死遺族自助グループの相談窓口の周知
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制整備雲南圏域連絡調整会議にて入院前や退院直後の自死リスクが高い状況を把握した。退院後、地域での見守りや支援をスムーズに進めるには、医療機関等との連携した支援が必要である。 ・一般救急に入院した際、身体疾患治療が優先され、治療終了後退院となり、その後の精神的フォローが難しい。 ・自死未遂者支援体制の実施には、看護師・保健師等支援者の資質向上が必要である。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等と連携した支援 ・一般救急受診後のフォロー体制 ・各機関での取り組みや役割の明確化

基本施策(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	
① 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施	
② 児童生徒の SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校のバースデイプロジェクト開催にあわせ、保健師による相談窓口の周知や相談するときのポイントについて啓発。 ・中学校養護教諭と学校での自死予防に関する取り組みや課題について情報共有 ・横田高等学校では、3年生を対象に「こころのサポーター養成研修」を実施。(講師は雲南保健所)
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・バースデイプロジェクトの機会を活用し、相談の仕方や相談窓口の周知について啓発ができた。 ・気持ちや悩みを言葉にしにくい児童生徒への対応について学校でも課題に感じている。児童生徒への SOS の出し方教育の推進とともに、教職員や保護者等、周囲の大人が児童生徒からの SOS のサインに気づき、見守り関係機関につなぐ役割ができる人材の養成が必要である。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・SOS の出し方に関する教育の推進 ・教職員へのゲートキーパー研修の実施

重点施策(1) 高齢者	
① 包括的な支援のための連携の推進 ② 高齢者の健康不安に対する支援 ③ 虐待を受けた高齢者・養護者に対する支援 ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談の実施 ・高齢者虐待対応ネットワーク会議の開催 ・住民主体の通いの場づくり支援
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・女性高齢者の自死者割合が全国割合と比較して高い。 ・アンケート結果から、家族の病気・介護の悩みが50歳代、60歳代に多く、介護者への支援も必要である。 ・問題が深刻化してから行政につながるケースがあり、早期に相談につながるよう、相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりが必要である。 ・早期に関係課や関係機関につなぐ体制が必要である。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性高齢者への支援 ・相談窓口の周知、相談しやすい環境づくり ・関係課、関係機関との連携強化、早期対応

重点施策(2) 生活困窮者	
① 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援 ② 生活困窮者対策と自死対策の連動を図るための研修の開催 ③ 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度庁内連絡会議にて関係課と情報共有しながら必要な支援を行った。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度庁内連絡会議で、支援が必要な世帯について情報共有し、各課と連携した支援ができています。相談を受けた際や様々な悩み・困難を抱える人に気づいた際には、早期に関係課や関係機関につなげることが必要である。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課、関係機関との連携強化、早期対応 ・相談窓口の周知、相談しやすい環境づくり

重点施策(3) 勤務・経営	
① 長時間労働の是正 ② 職場のメンタルヘルス対策の推進 ③ ハラスメント防止対策 ④ 経営者に対する相談事業の実施等	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・役場職員や町内相談事業所等職員を対象にゲートキーパー研修を実施
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳代、60歳代男性の自死者割合が増加しており、全国割合と比較しても高い。 ・事業所と連携し、こころの健康づくりを推進していく必要がある。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内事業所等と連携し、こころの健康づくりの啓発やゲートキーパー研修の推進 ・産業保健委員会と連携した取り組み

4) 今後の方向性

本町では依然として自ら命を絶つ方がいる状況が続いています。自死対策を「生きることの包括的な支援」として推進し、誰もが必要な支援を等しく受け、誰も自死に追い込まれることのないまちづくりを進めていくことが求められます。

「地域自殺実態プロファイル」において、第1期計画と同様に「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の3つがハイリスク層として示されており、重点的な施策が必要です。

本町における自死の現状や課題及び国や島根県における動向を踏まえ、新たに女性、子ども・若者への対策を重点施策に追加します。

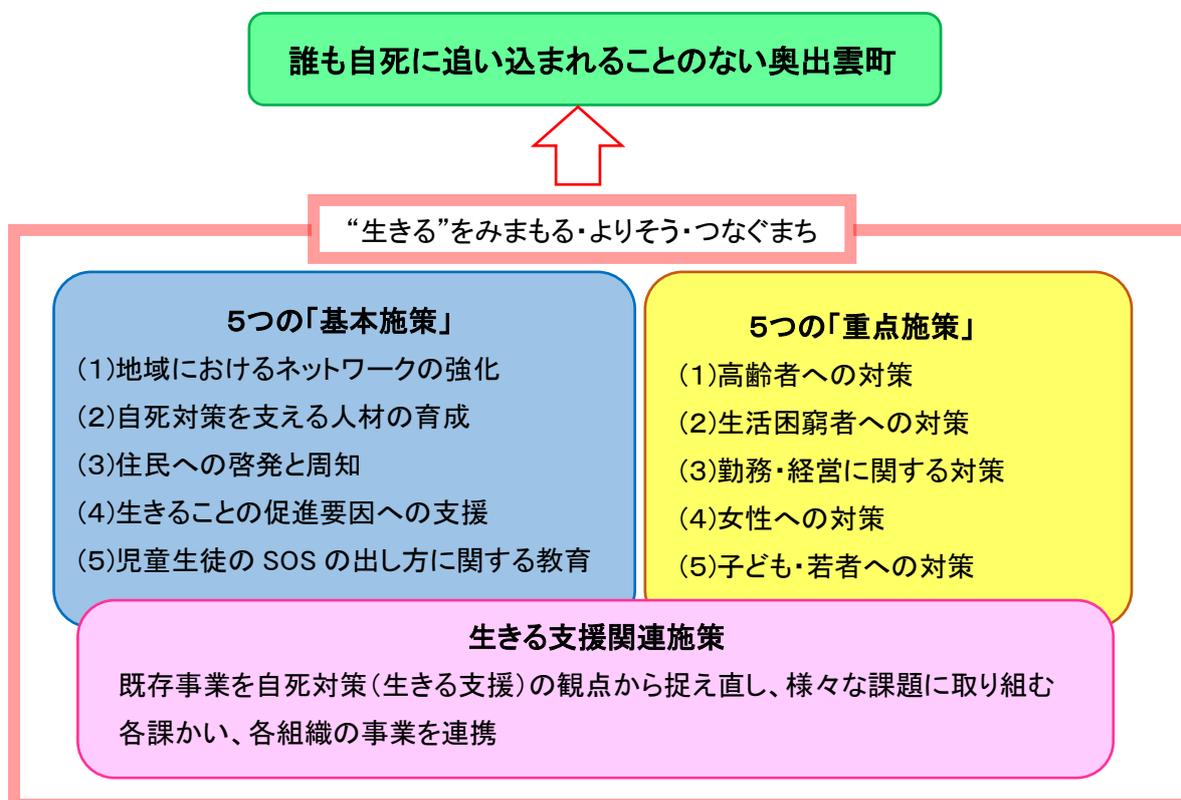
第3章 奥出雲町の自死対策における取り組み

1) 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、本町の自死の実態を踏まえて、自死のハイリスク層である高齢者や生活困窮者、勤務・経営関連と国や島根県の動向を踏まえ新たに女性、子ども・若者への対策を加えた「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、本町において既に行われている様々な事業を「生きることを支える取り組み」と位置付け、「生きる支援関連施策」として、自死対策と連動して推進します。

このような施策体系により、「生きることの包括的な支援」として地域全体で“生きる”をみまもる・よりそう・つなぐまちを目指した自死対策を推進することで、「誰も自死に追い込まれることのない奥出雲町」の実現につながります。



2) 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自死には、健康問題、経済・生活問題、家族の状況、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、死生観などが複雑に関係しています。自死に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

① 地域における連携・ネットワークの強化

自死対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【奥出雲町自死対策連絡協議会】 医療、福祉、職域、教育、地域、警察・消防等関係機関・団体の代表が集まり、町の自死対策や体制整備について協議し、連携して取り組みを進めます。	健康福祉課	奥出雲町自死対策連絡協議会 (以下、自死対策連絡協議会)
【奥出雲町いのち支える自死対策推進本部会議・実務者会議】 自死対策について庁内関係課かいの連携と協力により、自死対策を総合的に推進するため、会議を開催します。また、必要な事項は課長会等で共有し、全庁的な取り組みとなるようにします。 実務者会議では、自死対策事業の体制整備や実践方法について協議し連携して取り組みを進めます。	健康福祉課 総務課 町民課 福祉事務所 定住産業課 教育魅力課 こども家庭支援課 町立奥出雲病院	

●評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標
自死対策連絡協議会開催回数	1回	年1回以上 (5年間で5回以上)
奥出雲町いのち支える自死対策推進本部会議・実務者会議開催回数	本部会議 1回 実務者会議 1回	年1回以上 (5年間で5回以上)

② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、対応力向上と連携体制の整備を行います。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【地域ケア多職種連携会議】 地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者が抱える課題について意見交換や課題の共有をし、関係機関が連携して解決を図ることで、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制をつくります。	健康福祉課 町立奥出雲病院	社会福祉協議会 介護サービス事業所 町内医療機関 等
【生活困窮者自立支援制度庁内連絡会議・支援調整会議】 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を早期に把握し自立を支援するため、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉事務所 総務課 税務課 町民課 健康福祉課 水道課 教育魅力課 こども家庭支援課	社会福祉協議会 ハローワーク雲南 就労準備支援事業受託事業所 子どもの学習支援事業受託事業所
【要保護児童対策地域協議会】 虐待が疑われる児童生徒や支援対象家族で自死リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	こども家庭支援課 福祉事務所 健康福祉課 教育魅力課 町立奥出雲病院	児童相談所 雲南警察署 民生児童委員協議会 雲南保健所 松江地方法務局 幼稚園、小・中学校
【青少年育成奥出雲町民会議】 関係機関・団体と自死の実態・課題、自死リスクに関する情報を共有し、相互の協力のもと、青少年健全育成活動の中で児童生徒の見守りを推進します。	教育魅力課	P T A 小・中学校 高校 民生児童委員協議会 公民館 他 構成団体
【養育支援事業庁内会議】 養育支援が必要な家庭において、養育が適切に行われるよう関係課で情報共有、支援方法の検討を行います。	こども家庭支援課 健康福祉課 福祉事務所	
【学校との連携・情報共有】 学校の現状や相談体制等の情報共有や児童生徒のSOSの出し方教育を推進するため、町と学校の連携体制の強化を図ります。	健康福祉課 教育魅力課	小・中学校、高校

(2) 自死対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

① 様々な職種を対象とする研修の実施

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき、必要な支援や適切な相談窓口につなぐことができるよう、様々な職種の対応力向上に向けた研修を実施します。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
<p>【職員を対象としたゲートキーパー研修】</p> <p>相談支援に携わる職員はもちろん、役場・町立病院の全職員がゲートキーパーとして相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修を開催します。困難な状況にある方の相談を、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制をつくります。</p>	<p>健康福祉課 総務課 町立奥出雲病院</p>	<p>雲南保健所</p>
<p>【関係機関・各種団体を対象としたゲートキーパー研修】</p> <p>日頃から地域住民と接する機会が多い関係機関・団体に対し、ゲートキーパー研修を開催し、自死に関する正しい知識の普及や悩んでいる人に気づき、声をかけ、見守ることのできる人を増やします。</p> <p>※受講を推奨する機関・団体</p> <p>町議会議員、民生児童委員、人権擁護委員、社会福祉協議会職員、商工会職員、ケアマネージャー、居宅・介護サービスに従事する介護職員、保育士、郵便局員、精神保健福祉ボランティアつくしの会、消防団員他</p>	<p>健康福祉課</p>	<p>※受講を推奨する機関・団体</p>

*ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

② 地域における対策の支え手の育成

地域全体で見守り、寄りそうまちづくりを目指し、自治会や事業所等での健康教室を町民向けに開催します。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【心の健康づくりに関する健康教室】 心の健康づくりやうつ病等の自死に関連する正しい知識等について理解を深めるための健康教室を地域で開催します。	健康福祉課	自死対策連絡協議会 奥出雲町健康づくり推進協議会 (以下、健康づくり推進協議会)
【町民や町内事業所を対象としたゲートキーパー研修】 対象に応じて研修内容を検討し、ゲートキーパー研修を健康づくり推進員や自治会を通じて町民向けに開催します。自死に関する正しい知識の普及や悩んでいる人に気づき、声をかけ、見守ることのできる人を増やします。 また、町内事業所の事業所研修として、職員同士の気づきやメンタルヘルス対策推進の一助となるよう研修企画を支援し、受講を推奨します。	健康福祉課	町内自治会 町内事業所 等

③ 学校教育・社会教育の場における人材育成

児童生徒の自死を予防するために、悩みをもつ児童生徒が身近なところで相談できるよう、学校教育関係者等による相談体制の強化を図ります。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【学校教育関係者に対するゲートキーパー研修】 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人を増やします。	健康福祉課 教育魅力課	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値（令和4年度）	令和10年度までの目標
ゲートキーパー研修受講者数	R1～4年度合計 291人	年 80人以上 (5年間で 400人以上)

④ 寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【民生児童委員の活動支援】 関係機関と連携し、一人ひとりの困りごとに合わせた支援をしていきます。伴走支援、寄り添い支援を基本とした活動ができるよう各種研修、支援に必要な情報提供を行います。	福祉事務所	民生児童委員協議会

●評価指標

評価項目	現状値（令和4年度）	令和10年度までの目標
民生児童委員への自死の現状や自死予防に関する情報提供回数	2回	年1回以上 (5年間で5回以上)

(3) 住民への啓発と周知

自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自死に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにもいるかもしれない自死を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

① さまざまな機会を活用した、自死予防に関する総合的な情報提供

リーフレット・啓発グッズ等を活用した周知を行います。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【チラシによる相談窓口の周知】 庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	健康福祉課	町内医療機関 福祉関係施設
【自死予防週間(9月)・自死対策強化月間(3月)における啓発】 期間中における集中的な啓発事業の実施を通じて、自死や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康福祉課	自死対策連絡協議会
【二十歳の集いでの啓発】 相談窓口の一覧等について資料を配布し、周知します。	健康福祉課 教育魅力課	
【民生児童委員活動週間における啓発】 5月に活動週間があり、全戸訪問を実施します。その際に自死予防について啓発します。	福祉事務所	民生児童委員協議会

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【年金受給者の会での啓発】 高齢者が加入する各種年金受給者の会の会合、研修会の場を利用して、自死予防について啓発します。	健康福祉課 総務課 農業委員会	各種年金受給者が加入する会
【会議等での啓発】 会議等において、自死予防に関する情報提供や啓発を行います。	健康福祉課	
【断酒会での啓発】 習慣的に大量飲酒を続けていると自死のリスクが高まると言われています。酒害者救済、自立援助を中心とした断酒会活動(例会、研修会等)を継続し、活動を通じて自死予防を啓発します。	健康福祉課	断酒新生会仁多支部
【精神保健福祉ボランティアつくしの会の活動】 自死予防週間等における自死予防啓発活動に協力します。また、精神保健福祉活動を通じて、精神疾患をもつ当事者の思いに寄り添い、傾聴する活動を継続します。	健康福祉課	つくしの会

●評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標
自死予防週間(9月)・自死予防強化月間(3月)における啓発人数	自死予防週間 450人	年300人以上 (5年間で延べ1,500人以上)
二十歳の集い等若者が集うイベントでの自死予防啓発回数	2回	年2回以上 (5年間で10回以上)
会議等における自死予防に関する情報提供回数	3回	年3回以上 (5年間で延べ15回以上)

② 町民向け講演会・イベント等の開催

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【心の健康づくりに関する健康教室】(再掲) 自死に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康づくりやうつ病等の自死に関連する正しい知識等について理解を深めるための健康教室・講演会を地域で開催します。	健康福祉課	自死対策連絡協議会 健康づくり推進協議会 町内事業所 町内自治会 老人クラブ連合会 連合婦人会
【各種イベントにおける展示等】 自死対策(生きることの包括的な支援)に関連するポスター掲示、資料の配布などにより、町民への啓発を行います。	健康福祉課 定住産業課 教育魅力課	公民館 イベント主催者等

●評価指標

評価項目	現状値（令和4年度）	令和10年度までの目標
心の健康づくりに関する健康教室等の開催回数	2回	年2回以上 (5年間で10回以上)

③ メディアを活用した啓発活動

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【広報奥出雲、奥出雲町ホームページ、LINEを活用した広報活動】 自死予防週間（9月）、自死対策強化月間（3月）に合わせた、自死予防に関する啓発活動を行います。	健康福祉課 総務課	自死対策連絡協議会
【ケーブルテレビ、文字・告知放送を活用した啓発】 心の健康づくりに関する講演会等をケーブルテレビで放映し啓発します。また、文字・告知放送による周知啓発を行います。	健康福祉課	自死対策連絡協議会
【子育て情報発信事業】 母子手帳アプリ「母子モ」や「Kosodat's（こそだつ）」、「子育て情報ポータルサイト 町ごと子育て奥出雲」を活用して、妊娠期から子育て期に役立つ情報（子育て支援センター事業や乳幼児健診、各種相談先等）を発信し、育児不安の解消と母子の孤立を防ぎます。また、マタニティブルーズ、産後うつ等目には見えにくい心の不調についても情報を掲載し、産後の母親の心の健康づくりを推進します。	こども家庭支援課 健康福祉課	

●評価指標

評価項目	現状値（令和4年度）	令和10年度までの目標
広報、ホームページ、LINEへの掲載回数	広報2回、 ホームページ2回	年3回以上 (5年間で15回以上)
母子手帳アプリ「母子モ」等での情報提供回数	相談窓口等について通年掲載	年1回以上 (5年間で5回以上)

(4) 生きることの促進要因への支援

自死対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることへの促進要因」を増やす取り組みを行うことが重要です。「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自死未遂者への支援、遺された人への支援、社会的マイノリティへの支援に関する対策を推進していきます。

① 居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいをづくりの活動を支援します。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【介護予防普及啓発事業（フレイル予防塾、住民主体の通いの場づくり支援）】 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを目指します。	健康福祉課	社会福祉協議会
【生活困窮者支援等のための地域づくり事業】 地域住民のニーズの把握や見守り等の支援体制を構築し、住民参加による地域づくりを推進し、地域における生活困窮者等あらゆる要支援者等のための共助の基盤づくりを図ります。	福祉事務所	社会福祉協議会
【老人クラブ連合会】 高齢者自らが積極的に健康と生きがいをづくりに取り組むことを目指します。	福祉事務所	老人クラブ連合会 社会福祉協議会
【シルバー人材センター】 高齢者の働く場を確保し、健康や生きがいの充実や社会参加を進めます。	福祉事務所	シルバー人材センター
【奥出雲町文化協会】 加入している芸術文化関係団体等が相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進します。	教育魅力課	文化協会
【図書室の運営】 町民が利用しやすい居場所としての環境整備に努めます。	教育魅力課	
【公民館自主事業】 人と人、地域と地域をつなぎ、地域の特性やニーズに対応し、生活をよりよくする取り組みを実践します。	教育魅力課	各地区公民館
【放課後児童健全育成事業】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び場や生活の場を与えて、健全な育成を推進します。	こども家庭支援課	放課後児童健全育成事業受託事業所

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【地域子育て支援センター事業】 地域の子育て親子の交流等を促進することで、子育てなどの不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。	こども家庭支援課	地域子育て支援センター事業受託事業所
【一時預かり事業】 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった就学前児童を預かり、安心して子育てができる環境整備に努めます。	こども家庭支援課	一時預かり事業受託事業所
【ひきこもり支援ステーション事業】 ひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもりの状態にある本人や家族等の状況を踏まえた早期支援、自立支援を図ります。	福祉事務所	社会福祉協議会

●評価指標

評価項目	現状値（令和4年度）	令和10年度までの目標
新たな居場所・生きがいくりの場の創設数	主な居場所・生きがいくりの場 3カ所新設	年3ヶ所以上新設 (5年間で延べ15ヶ所以上)

② 自死未遂者への支援

自死未遂者は自死対策においては重要なハイリスク群であり、自死未遂者の再企図防止は自死者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も、専門的ケアや自死未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。

継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築には、支援者の資質の向上や各機関の役割の明確化が必要です。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【事例検討会の実施】 関係機関と事例検討を行い、必要な支援方法の検討や各機関での役割の明確化を図り、医療機関と地域の連携づくりに努めます。	健康福祉課 町立奥出雲病院	雲南警察署 奥出雲消防署 医療機関 雲南保健所

●評価指標

評価項目	現状値（令和4年度）	令和10年度までの目標
事例検討会の実施	—	年1回以上（5年間で5回以上）

③ 遺された人への支援

自死対策においては事前対応や危機対応のみならず、自死が起きた後の事後対応も重要です。遺族に対する迅速な支援を行うとともに、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進します。また自死への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【自死遺族への情報提供】 自死遺族のための相談窓口や自助グループが実施する分かち合いの集い、研修会等の情報が自死遺族に渡るよう、パンフレットの窓口設置、様々な機会を通じた情報提供を行います。	健康福祉課	自死対策連絡協議会
【チラシによる相談窓口の周知】（再掲） 庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	健康福祉課	町内医療機関 福祉関係施設

④ 社会的マイノリティへの支援

社会的マイノリティ（性的、身体・精神等の障がいなど）は、社会や地域の理解が得られないことや偏見等の社会的要因によって希死念慮を抱えることもあることから、社会的マイノリティの人への偏見・差別をなくし、当事者が自分らしく生活できるよう、ライフステージを通して、きめ細やかな支援と環境づくりを進めます。

（５）児童生徒の SOS の出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOS の出し方に関する教育を進めていきます。

① 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【SOS の出し方に関する教育の推進】 児童生徒が生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育、心の健康の保持に係る教育について関係機関と協議の上推進します。	教育魅力課 健康福祉課	教育関係機関 P T A
【バースデイプロジェクト（命の楽習会）】 児童生徒が幼児期から命の大切さを実感できる教育を引き続き受けられるよう支援します。	健康福祉課	幼稚園 養護教諭部会

② 児童生徒の SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【学校教育関係者との SOS の出し方に関する教育の協議の場の充実】 児童生徒の SOS の出し方に関する教育を推進するために養護教諭など学校関係者と情報共有、支援方法の検討を行います。	健康福祉課 教育魅力課	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値（令和 4 年度）	令和 10 年度までの目標
学校教育関係者との協議回数	—	年 1 回以上（5 年間で 5 回以上）

3) 重点施策

(1) 高齢者

高齢者の自死については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【地域包括支援センターの運営】 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自死対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制整備に取り組みます。	健康福祉課	

② 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自死原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【認知症総合支援事業】 保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための相談支援を行ったり、認知症の方やその疑いのある方に対して、総合的な支援を行います。	健康福祉課	奥出雲町公益事業推進会 認知症初期集中支援チーム
【心の健康相談】 保健師、臨床心理士が地域住民の悩みを聞き、不安やうつ状態を把握し、適切な支援機関につなげます。	健康福祉課	町内自治会 老人クラブ連合会 連合婦人会
【健康教室・健康相談】 地域でのサロンや介護予防普及啓発事業等の機会に、心の健康づくりやうつ病等の自死に関連する正しい知識について理解を深める健康教室や健康相談を行います。また、悩みを抱える方を各種相談につなぎます。	健康福祉課	社会福祉協議会 町内自治会 老人クラブ連合会 連合婦人会
【後期高齢者健康診査】 疾病の早期発見に努め、健康問題の重症化を予防します。自死リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。	健康福祉課 町立奥出雲病院	町内医療機関

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【高額医療に関すること】 当人や家族にとって負担が大きい高額医療に関する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある場合は、適切な機関につなぐ等の役割を担います。	健康福祉課	

③ 虐待を受けた高齢者・養護者に対する支援

高齢者虐待対応を行う職員の資質の向上を図ります。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【高齢者虐待対応ネットワーク会議】 高齢者の虐待防止策の推進と関係機関との相互の協力による高齢者虐待の防止を図ります。	健康福祉課	島根県高齢者虐待対応専門職チーム 他 構成団体

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【高齢者等みまもりネットワーク事業】 見守りを必要とする高齢者等を把握し、定期的に電話による高齢者等の安否確認を行うとともに、関係機関等と連携したネットワークの仕組みを整備し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりと重層的な見守り支援を行います。	福祉事務所	健康福祉課 (地域包括支援センター) 社会福祉協議会
【介護予防普及啓発事業（フレイル予防塾、住民主体の通いの場づくり支援）】（再掲） 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを目指します。	健康福祉課	社会福祉協議会
【老人クラブ連合会】（再掲） 高齢者自らが積極的に健康と生きがいづくりに取り組むことを目指します。	福祉事務所	老人クラブ連合会 社会福祉協議会
【シルバー人材センター】（再掲） 高齢者の働く場を確保し、健康や生きがいの充実や社会参加を進めます。	福祉事務所	シルバー人材センター

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【高齢者生活交通サポート事業】 公共交通や他者の協力なくしては外出できない高齢者の経済的負担の軽減や日常生活の利便性の向上を図ります。	福祉事務所	奥出雲交通(株) 町内タクシー事業者 民生児童委員協議会
【高齢者生活ホーム運営事業】 はらぐち荘において、孤独感の解消や積雪による冬期間の生活への不安感の解消等、高齢者が安心して生活が送られるよう支援します。	福祉事務所	社会福祉協議会

(2) 生活困窮者

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自死に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

① 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援

② 生活困窮者対策と自死対策の連動を図るための研修の開催

③ 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【生活困窮者自立支援制度庁内連絡会議】(再掲) 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を支援する為に、支援対象者の情報の集約を行い、関係機関と連携して必要な支援を行います。	福祉事務所、総務課、税務課、町民課、健康福祉課、水道課、教育魅力課、こども家庭支援課	
【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。	福祉事務所	
【就労準備支援事業】 一般就労に従事する準備としての基礎能力を身につけるための支援を行い、自立の促進を図ります。	福祉事務所	ハローワーク雲南、就労準備支援事業受託事業所
【家計改善支援事業】 家計の状況を明らかにし、家計再建に向けた収支の見直しをともに考え、生活困窮者が主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走支援を行います。	福祉事務所	社会福祉協議会

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【学習支援事業】 貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯における子ども等への教育及び就労相談を行います。	福祉事務所	子どもの学習支援事業受託事業所
【各種納付相談】 各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談をし、窓口で受け付けます。「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげる体制をつくります。	健康福祉課 税務課 町民課	

(3) 勤務・経営

町では働き盛りの男性における自死が課題となっています。特に働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このことから、自死対策を「生きる支援」と捉え、自死の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自死を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。

① 長時間労働の是正

② 職場のメンタルヘルス対策の推進

③ ハラスメント防止対策

④ 経営者に対する相談事業の実施等

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【商工会・町内事業所等を対象としたゲートキーパー研修】（再掲） 働き盛り世代への自死予防の啓発の機会として、ゲートキーパー研修を実施します。従業員同士の気づきやメンタルヘルス対策推進の一助となるよう研修企画を支援し、受講を推奨します。	健康福祉課 定住産業課	商工会 町内事業所 産業保健委員会
【心の健康づくりに関する健康教室】（再掲） 心の健康づくりやうつ病等の自死に関連する正しい知識、長時間労働、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等についての健康教室を事業所等で開催します。	健康福祉課	自死対策連絡協議会 健康づくり推進協議会 産業保健委員会 雲南保健所
【相談窓口の周知・啓発】 事業所を通して、心の健康やハラスメント対策等の相談窓口の周知や心の健康・精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康福祉課	自死対策連絡協議会 健康づくり推進協議会 産業保健委員会 雲南保健所

(4) 女性

本町の女性の自死者数は、近年増加傾向にあり、特に 50 歳代以上の女性が全国割合と比較して多い傾向です。

全国では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自死の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、女性の自死者数の増加が続いていることから、妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点を踏まえた取り組みが必要です。

① 妊産婦への支援

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援】 相談しやすい体制整備、関係機関の連携による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。面談や訪問、健康診査等の場において、妊産婦のメンタルヘルスに関する周知や支援が必要な場合に適切な支援につなぎます。	健康福祉課 こども家庭支援課	幼稚園 子育て支援センター 町立奥出雲病院 医療機関
【子育て情報発信事業】（再掲） 母子手帳アプリ「母子モ」や「Kosodat's（こそだつ）」、「子育て情報ポータルサイト 町ごと子育て奥出雲」を活用して、妊娠期から子育て期に役立つ情報（子育て支援センター事業や乳幼児健診、各種相談先等）を発信し、育児不安の解消と母子の孤立を防ぎます。また、マタニティブルーズ、産後うつ等目には見えにくい心の不調についても情報を掲載し、産後の母親の心の健康づくりを推進します。	こども家庭支援課 健康福祉課	

② 高齢者女性への支援

本町では、高齢者女性の自死が多いことから、健康問題等を抱える高齢者女性への適切な支援を行います。

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【健康教室・健康相談】 地域でのサロンや介護予防普及啓発事業等の機会に、心の健康づくりやうつ病等の自死に関連する正しい知識等について理解を深める健康教室や健康相談を行います。また、悩みを抱える方を各種相談につなぎます。	健康福祉課	社会福祉協議会 町内自治会 老人クラブ連合会 連合婦人会

③ 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることを踏まえ、国や県の基本方針に基づき、困難な問題を抱える女性それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援が受けられるよう、また、関係機関及び民間団体との共同による多様な支援が包括的に提供されるよう、取り組みを推進していきます。

(5) 子ども・若者

全国的には、小中高生の自死者数が増加傾向にあります。若年層の死因に占める自死の割合は高く、若年層の自死対策が課題となっています。

支援を必要とする若者に支援が行き届くには、ライフステージや立場ごとに置かれている状況や自死に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った支援を実施することが必要です。

① 児童・生徒・若者への支援の充実

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【自死予防に関する啓発】 全国的に児童生徒の自死が多い長期休業明け前後に、児童生徒の自死予防に関する啓発や相談窓口の周知を行います。	健康福祉課 教育魅力課	教育関係機関
【相談体制の充実】 学校でのスクールカウンセラーによるカウンセリングや町のこころの健康相談を実施する等、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課 教育魅力課	教育関係機関
【二十歳の集いでの啓発】(再掲) 相談窓口の一覧等について資料を配布し、周知します。	健康福祉課 教育魅力課	
【ひきこもり支援ステーション事業】(再掲) ひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもりの状態にある本人や家族等の状況を踏まえた早期支援、自立支援を図ります。	福祉事務所	社会福祉協議会

② SOS の出し方に関する教育の推進

【事業名】 事業内容	担当課かい	関係機関
【SOS の出し方に関する教育の推進】(再掲) 児童生徒が生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法やSOS の出し方を学ぶための教育、心の健康の保持に係る教育について関係機関と協議の上推進します。	教育魅力課 健康福祉課	教育関係機関 P T A
【バースデイプロジェクト(命の楽習会)】(再掲) 児童生徒が幼児期から命の大切さを実感できる教育を引き続き受けられるよう支援します。	健康福祉課	幼稚園 養護教諭部会

4) 生きる支援関連施策（令和5年度主要事業一覧、事務分掌表等より抜粋）

本町において既に行われている様々な事業を「生きることを支える取り組み」と位置付け、「生きる支援関連施策」として掲載します。各事業において、自死対策の視点を盛り込み、取り組みを推進することで「誰も自死に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策				重点施策				
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒 S O S	高 齢者	生活 困窮 者	勤務 ・経 営	女 性
総務課	人事に関する事務 職員人事管理、福利厚生	住民から相談に応じる職員の、心身面の健康維持、増進を図ることで「支援者の支援」につながり得る。	○						○		
	自治会に関する事務	自治会に対してゲートキーパー研修の受講を啓発し、地域一体となった自死対策に取り組むことが出来る。	○	○	○			○			
	ふるさとづくり交付金に関する事務 各地区振興協議会等の地域活動に対する支援	各地区の地域活動の活発化により、地域住民の参加を促し、コミュニケーションを活性化させ、孤立を防ぐ。地域の中で相談できる雰囲気醸成する。	○		○	○		○	○	○	
	常備消防に関する事務 雲南消防関係	雲南消防との自死の危険等に関する情報の共有により、連携できる体制を構築する。	○			○					
	非常備消防に関する事務 消防団の運営	消防団員にゲートキーパー研修を受講していただき、各戸の点検の際に自死のリスクの早期発見と対応が可能となる。精神的負荷が大きい災害時においても、早期の気付きが可能となる。また、団員がお互いに自死リスクに気付きあうことにより、問題の早期発見、早期対応が可能となる。	○	○		○					
	防災に関する事務 各種防災対策	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危険発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。	○			○					
	災害対策備蓄用品の購入 災害時に使用する資器材等購入整備	災害時において、食糧、生活資材等の供出により、避難者等が抱える不安、ストレスを低減させ、自死に繋がるリスクを軽減できる。				○					
税務課	滞納整理に関する事務 債権の回収	納税等の支払いを期限までに行えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 また、担当職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気付き役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	○	○					○		
	窓口業務に関する事務 窓口での各種（初期）対応業務	対応時に当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○								
町民課	人権問題・同和対策に関する事務 人権擁護・同和対策	人権擁護委員に自死対策の知識を持ってもらうことで、相談業務だけでなく、関係機関へ繋ぐ役割も期待できる。	○	○							
	窓口業務に関する事務 戸籍、各種証明書の発行	申請時に当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○								
	日本赤十字社に関する事務 日本赤十字社との連絡調整	日本赤十字社との連携の下、住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気付きの力を高めていくことにつながり得る。	○	○	○						

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策					
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒 S O S	高 齢者	生活 困窮 者	勤務 ・経 営	女 性	子 ども ・若 者	
町民課	消費者行政に関する事務 消費者問題相談等	消費生活上の困難を抱える方は、自死リスクのハイリスク者であり、消費生活に関する相談をきっかけに自死につながる問題の把握により、適切な支援機関に繋げることができる。	○						○				
	外国人住民に関する事務 外国人登録	生活様式や文化が異なる日本で生活する中で悩みや問題を抱えている可能性があり、窓口で対面で対応する機会を活用することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○										
	防犯に関する事務 警察・防犯協会との連携 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会	防犯の取り組みの中で自死リスクへの気付きにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○										
	交通安全対策に関する事務 交通安全協会、各種交通安全対策	交通安全街頭指導員に見守り役、気付き役の視点を持ってもらうことにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○									
	公害・環境に関する事務 公害対策、環境衛生	環境衛生に関する近隣関係とのトラブルが自死リスクに関係する場合があります、公害や環境に関する住民からの相談や苦情は、それらの問題を把握、対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	○										
	公営住宅・公社住宅に関する事務 公営住宅・公社住宅の管理	公営住宅等の入居者、入居希望者は、生活困窮や低所得など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自死のリスクが潜在的に高い可能性があり、自死対策の有効な窓口となり得る。 住宅使用料を払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援に繋がられる体制を作っておく必要がある。	○						○				
結婚・子育てでコンシェルジュ事業 結婚・子育ての相談受付や情報提供を行うコンシェルジュを配置し、相談窓口の一本化を図る	結婚・子育て相談の際に様々な課題や悩み、自死のリスクにつながりかねない問題に気付き、必要な支援に繋がられる可能性がある。	○	○	○	○	○					○		
健康 福祉課	国民健康保険事業 国民健康保険特別会計の運営	保険税を払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援に繋がられる体制を作っておく必要がある。	○	○									
	介護サービス事業 介護サービス事業特別会計の運営	介護サービス事業所と連携し、事業所職員にゲートキーパー研修を啓発し、サービス利用者の自死リスクへの気付き役となってもらう。	○						○				
	介護予防支援事業 介護予防サービス計画作成、サービス提供の確保	要介護の当事者やその家族の中には、様々な悩み、問題を抱え、自死リスクの高い方がいる可能性がある。介護は介護者にかかる負担も大きいため、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報を併せて提供することで自死リスクの軽減に繋げる。	○						○				
	包括支援事業 総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント業務、権利擁護業務、家族介護継続支援事業、食の自立支援、短期宿泊事業	当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○						○				

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策				重点施策					
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営 女 性	子 ど も ・ 若 者	
健康 福祉課	一般介護予防事業 地域の高齢者や支援活動に関わる人を対象として、介護予防教室の開催、住民主体の介護予防活動への支援、リハビリ専門職等の派遣を行う	高齢者が事業を通じて、心身機能の向上や介護予防の知識を得ることで、不安の軽減につながる。また、同世代との交流により、孤独感の軽減・安心感が持てる。対面に対応する機会を活用することにより、自死のリスクに気付き、問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。	○		○			○				
	認知症支援対策事業	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症地域支援推進員が中心となり、地域への認知症に関する普及啓発や支援体制の構築を図ることで、認知症になっても暮らしやすい地域となり、自死のリスクの軽減が図れる。	○		○			○				
	在宅医療・介護連携推進事業	関係機関と連携して在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりを構築していくことで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域となり、自死リスクの軽減につながる。	○					○				
	生活支援体制整備事業	「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置により、地域の連携体制を構築することで、地域で困難を抱えている当事者に気付き、問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。また、高齢者が「支えられる側」だけではなく、「支える側」に回る機会を創出することで、周囲から役割を獲得でき、生きがいにつながる機会がもてる。	○			○		○				
	県後期高齢者医療広域連合に関する事務	保険料を払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援に繋がれる体制を作っておく必要がある。	○					○				
	後期高齢者医療保険事業特別会計に関する事務 後期高齢者医療保険事業特別会計の運営	保険料を払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援に繋がれる体制を作っておく必要がある。	○					○				
	救急医療対策事業 休日診療在宅当番医、二次救急医療	通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自死リスクに関わる問題を抱えているケースもあることが想定される。ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自死対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。	○	○	○	○						
	地域医療確保対策事業 町地域医療確保推進協議会の活動支援	地域医療の確保を推進し、生活圏における医院、診療所を接点の場とし、健康不安など自死につながる悩みの相談が出来る体制づくりを行う。	○	○	○			○				
	訪問診療支援事業 訪問診療を支援し、在宅医療の推進を図る	当事者や家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先に繋がれば、自死のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	○									
	骨髄移植ドナー支援事業 骨髄バンク事業における骨髄・末梢血幹細胞提供者の負担軽減	骨髄・末梢血幹細胞提供者が増えることにより、難病で苦しむ方の自死リスクの軽減になり得る。	○									
母子保健事業 妊産婦乳幼児健診等	当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○	○	○	○	○				○	○	

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策				重点施策					
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	女 性	子 ど も ・ 若 者
健康 福祉課	不妊治療費助成事業 不妊治療費用の一部助成	不妊に係る悩みや経済的負担は自死の要因にもなり得る。対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○								○	
	歯科保健事業 歯と口腔の健康づくりを推進	歯科検診及び相談事業は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。	○		○							
	未熟児養育医療事業 生後から満1歳までの未熟児に係る医療費の助成	育児に係る悩みや経済的負担は自死に至る要因にもなり得る。助成の相談や申請の機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○	○	○							
	健康づくり推進員に関する事務 健康づくり推進員による自治会での健康づくり活動	推進員にゲートキーパー研修を受講してもらい、各自治会での健康教室、研修会開催時に自死リスクへの気付き役となってもらう。	○	○	○							
	予防接種事業 予防接種の実施による集団感染予防と子育て支援サービスの充実	当事者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○									
	結核予防事業 結核検診の実施	当事者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○									
	食生活改善推進に関する事務 食生活改善指導 食生活改善推進協議会	自死につながる意識が食生活の乱れに表れる場合があり、食生活改善指導や食生活改善推進協議会の取り組みが問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○		○							
福祉 事務所	健康増進事業 歯周疾患、肝炎、がん等の早期発見・治療に向けた検診と生活習慣病予防教室・健康相談の実施	当事者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○	○	○							
	町社会福祉協議会に関する事務 社会福祉協議会の活動に対する助成（職員人件費及び事務所の維持、ボランティアセンターの運営、小地域ネットワークづくり推進事業等）	町社会福祉協議会と連携し、事業所職員にゲートキーパー研修を啓発し、自死リスクへの気付き役となってもらう。	○	○	○	○		○	○	○		
	高齢者等除雪支援体制づくり事業 ひとり暮らしの高齢者宅等の除雪支援	独居高齢者を訪問することにより、自死リスクの気付き、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	○					○				
	高齢者世帯等緊急除雪事業 雪害対策本部設置時における高齢者世帯等への屋根の雪降ろしに要する経費助成	高齢者世帯を訪問することにより、自死リスクの気付き、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	○					○				
	老人保護措置費 養護老人ホームへの保護措置	生活、経済困窮する高齢者を養護老人ホームへ保護することにより自死防止に繋げることができる。	○			○		○	○			
	緊急通報体制整備事業 高齢者宅への緊急通報装置貸与事業	高齢者宅への通報装置の設置による外部との繋がりの意識が自死リスクの低減に繋がる。	○					○				
	地域生活支援事業 障がい者の地域生活支援に係る事業（相談支援事業、日常生活用具給付、移動支援、コミュニケーション支援、支援センター運営等）	支給、支援に際して当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○								
外出支援サービス事業 外出することが困難な高齢者や重度の身体障がい者等に対する外出支援	外出する機会を増やし、多くの人と接することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○			○		○					
障がい者配食サービス事業 心身の障がい等により調理が困難な障がい者に対し配食サービス事業を提供	配食時に当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○									

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策						
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	女 性	子 ど も ・ 若 者		
福祉 事務所	障害者自立支援給付費扶助費に関する事務 身体・知的・精神障がい者に対する福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援等）給付費、訓練等給付費、補装具給付費の支給	支給、支援に際して当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○										
	特別障害者手当等給付扶助費に関する事務 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を給付	申請時に当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○										
	障がい者通所費助成事業 事業所に継続して通所している方に交通費を助成	事業所に通所の機会が増え、事業所の職員と接することにより、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○										
	障害者医療扶助費に関する事務 人工透析患者通院扶助費、精神障害者通院医療費、障害者自立支援医療費	申請時に当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○										
	子ども発達支援事業 ミニ療育事業（仁多福祉会）	家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○			○							○
	障がい児デイサービス事業 さくら教室（雲南広域福祉会実施）運営費負担金	家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○			○							○
	障がい児通所給付扶助費に関する事務 デイサービス等を利用している障がい児及び家族への支援	家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○			○							
	児童扶養手当に関する事務 母子家庭、父子家庭等に対する養育手当	申請時に家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○			○		○					
	母子生活支援施設入所措置費に関する事務 母子生活支援施設入所措置費	施設入所者は何らかの生活上の問題を抱えており、自死リスクの高い方もいる。相談、入所生活の中で問題を把握し、適切な支援機関に繋げる機会になり得る。	○	○			○						○	
	福祉医療に関する事務 重度障害者医療・ひとり親医療	申請時に当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○			○	○		○				
	避難行動要支援者支援制度 高齢者や障がい者等で災害時に自力では迅速な避難行動が困難な方が、地域支援者を指定し避難行動要支援者名簿に登録することで、地域における自助、共助を基本とした災害時の避難支援体制を整える	申請時に民生委員や自治会長が当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○	○	○			○					
	就学前児童発達支援事業 幼児教育期に発達支援のための指導、助言を行う	発達支援のための指導・助言をする中で、保護者が抱える様々な課題や悩み、自死のリスクにつながりかねない問題に気づき、必要な支援に繋がられる可能性がある。	○	○			○							
水道課	水道事業の運営	水道使用料を払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援に繋がられる体制を作っておく必要がある。	○							○				
	下水道事業の運営	下水道使用料を払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援に繋がられる体制を作っておく必要がある。	○							○				

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策				
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	女 性	子 ど も ・ 若 者
政策 企画課	総合戦略評価推進事業 外部評価委員による事業評価、施策評価	自死対策に関する具体的な取り組みを総合戦略に反映させることにより、自死対策の推進を図ることが出来る。	○	○								
	コミュニティ助成事業 宝くじ助成金を活用した地域活動への支援	各地区の地域活動の活発化により、地域住民の参加を促し、コミュニケーションを活性化させ、孤立を防ぐ。地域の中で相談できる雰囲気醸成する。	○	○	○	○						
	きらり輝く地域づくり事業 町民自ら企画、実施する公益性のあるまちづくり活動の支援	各地区の地域活動の活発化により、地域住民の参加を促し、コミュニケーションを活性化させ、孤立を防ぐ。地域の中で相談できる雰囲気醸成する。	○	○	○	○						
	奥出雲交通に関する事務 町内のバス路線運行	毎日のバス路線運行の中で乗客の変化に気付くことで、自死リスクの早期発見に繋がり得る。	○	○								
	地域おこし協力隊に関する事務 地域おこし協力隊募集等	地域おこし協力隊員は生活、文化様式が異なる地域から移住された方が多く、様々な不安や悩みを抱える場合がある。これに対して相談を受け、自死リスクの早期発見により、適切な支援機関に繋げることが出来る。	○	○	○					○		
	専任集落支援員配置事業 「小さな拠点づくり」を継続的に推進するため専任の集落支援員を配置	小さな拠点づくりに向けた地域の対話の中で、集落支援員を気付き役として、自死リスクの気付きに繋げることが出来る。	○	○	○	○	○	○				
	地域運営支援事業 「小さな拠点づくり」に向けた、各地区における自主的な取り組みに対する助成	小さな拠点づくりに向けた地域の対話の中で自死リスクの気付きに繋げるとともに、地域一体となった自死予防に取り組むことが出来る。	○		○	○	○	○				
庁議に関する事務 庁議の開催	自死対策についての話し合いの場とすることができれば、総合的、全庁的な対策の推進につながり得る。	○							○			
定住 産業課	定住推進事業 UIターンフェアへの参加等を通じて、UIターン関連情報を発信し、移住定住を促進	相談を受ける際、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見と早期対応への接点になり得る。	○	○								
	労働者支援事業 勤労者の生活安定及び福祉向上のため、中国労働金雲南支店への預託金実施等の労働者支援	労働者の生活安定資金の貸付により、生活の安定が図られ、自死リスクの低減に繋がる。	○							○	○	
	商工会支援 町商工会経営改善普及事業	商工会職員にゲートキーパー研修を受講していただくことにより、事業主の経営上の様々な課題や自殺のリスクに繋がる問題等の相談を受けた際、職員が気付き役、つなぎ役としての役割を担うことで必要な支援に繋げられる可能性がある。	○	○	○						○	
農業 振興課	有害鳥獣捕獲対策事業 捕獲報償金、捕獲器導入補助金等	イノシシなどの有害鳥獣駆除対策を行うことで、農作物への被害軽減により農業生産活動が維持され、良好な農村環境のもとで地域住民の生活に対する不安の軽減に繋がり得る。また、農業収入の向上・安定化により自死リスクの軽減に繋がる。	○								○	
	有害鳥獣被害対策事業 イノシシ等侵入防護柵設置に係る資材費補助、協議会等の負担金	有害鳥獣の農地への侵入防止資材の設置支援を行うことで、農作物被害の防止、農地を守ることによる安心感の向上により、自殺リスクの軽減に繋がる。	○									
	有機エゴマ作付推進事業 有機エゴマの栽培拡大と開発農地の利活用推進に係る補助	生産者への助成支援を行いながら、補助事業の相談、申請手続きの際に経営上の様々な課題や悩み、自死のリスクにつながりかねない問題に気付き、必要な支援に繋げられる可能性がある。	○	○								

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策				重点施策					
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒 S O S	高齢 者	生活 困窮 者	勤務 ・経 営 女性	子ども ・若 者	
農業 振興課	有機エゴマ作付推進事業 有機エゴマの栽培拡大と開発農地の利 活用推進に係る補助	生産者への助成支援を行いながら、補助事業の 相談、申請手続きの際に経営上の様々な課題や 悩み、自死のリスクにつながりかねない問題に 気付き、必要な支援に繋がられる可能性がある。	○	○								
	農業生産団体に関する事務 農業関係組合、団体との連絡調整	各農業関係団体の会員、組合員に自死防止につ いての知識を知ってもらうことにより、活動の 中で自死のリスクにつながりかねない問題に気 付けてもらうことで、必要な支援に繋がられる 可能性がある。	○	○								
	営農組織、経営体に関する事務 営農組織、経営体の育成（経営改善計 画の認定審査、認定農業者の経営力向 上、法人化の推進など）	集落営農法人、会社法人等の組織経営体、また は個別経営体に対し、自死防止についての知識 を知ってもらうことにより、活動の中で自死の リスクにつながりかねない問題に気付いてもら うことで、必要な支援に繋がられる可能性がある。	○	○						○		
	奥出雲在来そば作付奨励事業 奥出雲在来の小ソバの生産・出荷に対 する助成	生産者への作付助成支援を行いながら、補助事 業の相談、申請手続きの際に経営上の様々な課 題や悩み、自死のリスクにつながりかねない問 題に気付き、必要な支援に繋がられる可能性が ある。	○	○							○	
	奥出雲和牛広域繁殖基盤強化支援事業 雲南圏域1市2町による繁殖牛増頭対 策事業、キャトルステーション事業及び 受精卵移植推進事業（乳用牛活用）	奥出雲和牛のブランド化を推進し畜産農家の所 得向上を図ることを目的に雲南農業振興協議会 において広域で畜産振興を図っている。和牛の 飼養管理を行う上での労働環境の改善、畜産経 営の改善など自死のリスクにつながりかねない 課題にも対処し、必要な支援に繋がられる可 能性がある。	○	○							○	
	肉用牛振興推進指導事業 畜産指導員及び各種畜産グループの活 動助成	畜産事業主の経営上の様々な課題の相談を受け た際、指導員が自死リスクに対する気付き役、 つなぎ役としての役割を担うことで必要な支援 に繋がられる可能性がある。	○	○							○	
	酪農ヘルパー支援制度助成事業 酪農専門のヘルパーを配置し、利用料 金を助成。酪農労働環境の改善と経営安 定を図るための利用料金の助成	ヘルパーの設置により酪農家の労働環境改善及 び経営安定が図られ、自死リスクの軽減に繋が られる可能性がある。	○								○	
農業用施設災害復旧事業	生産ハウスの倒壊など復旧・整備されることに より、農業者の生産活動の継続、地域住民の生 活に対する不安の軽減に繋がり得る。	○	○									
建設課	建設業等公的資格取得助成事業 建設機械による土木作業、除雪作業等 の従事に必要な資格の取得経費を助成	助成事業の相談、申請の際に経営上の様々な課 題や悩み、自死のリスクにつながりかねない問 題に気付き、必要な支援に繋がられる可能性が ある。	○	○							○	
	道路除雪委託費に関する事務	除雪体制が整備されることにより、地域住民の 生活に対する不安が軽減される。また、苦情対 応等により、気になる方やハイリスク者を把握 する機会になり得る。	○	○								
	道路修繕（町政要望対応分） 町政座談会等で要望のあった町道の修 繕等	苦情対応等により、気になる方やハイリスク者 を把握する機会になり得る。	○	○								
	道路環境整備事業 町内の生活道路敷内の除草・支障木や 道路側溝の土砂除去等	苦情対応等により、気になる方やハイリスク者 を把握する機会になり得る。	○	○								
	除雪車購入事業	除雪体制が整備されることにより、地域住民の 生活に対する不安の軽減に繋がり得る。	○					○				
	道路整備事業	用地交渉等で地権者、地域住民との関わりの中 で、気になる方やハイリスク者を把握する機会 になり得る。	○	○								
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策がなされることにより、地域 住民の生活に対する不安の軽減に繋がり得る。	○									

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策					
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	女 性	子 ど も ・ 若 者	
建設課	農業用施設災害、農地、林地、林業施設災害復旧事業	整備されることにより、地域住民の生活に対する不安の軽減に繋がり得る。地域住民との関わりの中で生活に対する不安、気になる方やハイリスク者を把握する機会になり得る。	○	○									
	農村公園に関する事務 施設管理	各地区の地域活動の活発化により、地域住民の参加を促し、コミュニケーションを活性化させ、孤立を防ぐ。地域の中で相談できる雰囲気醸成する。	○		○	○		○					
	治山、地すべり事業	山が整備されることにより、地域住民の生活に対する不安の軽減に繋がり得る。地域住民との関わりの中で生活に対する不安、気になる方やハイリスク者を把握する機会になり得る。	○										
	農村地域防災減災事業 ため池整備事業	ため池が整備されることにより、地域住民の生活に対する不安の軽減に繋がり得る。地域住民との関わりの中で生活に対する不安、気になる方やハイリスク者を把握する機会になり得る。	○										
	農村地域防災減災事業 危険ため池の廃止事業	危険ため池が廃止されることにより、地域住民の生活に対する不安の軽減に繋がり得る。地域住民との関わりの中で生活に対する不安、気になる方やハイリスク者を把握する機会になり得る。	○										
	農道管理に関する事務 施設管理	施設が整備されることにより、地域住民の生活に対する不安が軽減される。また、苦情対応等により、気になる方やハイリスク者を把握する機会になり得る。	○	○									
	大仁農道舗装修繕事業 路面損傷の著しい大仁農道の亀嵩～横田間の一部を修繕	苦情対応等により、気になる方やハイリスク者を把握する機会になり得る。	○	○									
	農業基盤整備促進事業 水路、客土、畦畔、暗渠排水等	補助事業の相談、申請の際に経営上の様々な課題や悩み、自死のリスクにつながりかねない問題に気付き、必要な支援に繋げられる可能性がある。	○	○									
	林道修繕事業	苦情対応等により、気になる方やハイリスク者を把握する機会になり得る。	○	○									
教育 魅力課	横田高校魅力化事業 地元横田高校への進学率向上と連携強化	学校生活に魅力を感じることで、不登校等が減少し、自死リスクの軽減、ハイリスク者の減少に繋がる。	○				○						○
	子ども読書推進事業 小中学校に学校図書館司書、ボランティアを配置し読書活動の推進及び学校図書館の効率的な活用・運営を図る	司書、ボランティアにゲートキーパー研修を受講していただき、図書館を介しての多くの生徒児童との接点の中で、自死に繋がる問題の早期発見・対応に繋げることが可能となる。	○	○	○		○						○
	スクールソーシャルワーカー活用事業 いじめ、不登校等の諸問題を抱えた生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの設置	スクールソーシャルワーカーとの連携により、児童生徒や保護者の自死リスクの軽減に寄与し得る。	○	○			○						○
	いじめ対応支援事業 アンケートを実施し、いじめ被害を受けている可能性の高い児童生徒を見出し、対策的実践の評価を行う	いじめ被害を受けている児童生徒は自死のハイリスク者であり、いじめを早期発見することにより、いじめに対する対応と併せて、関係機関と連携した自死防止の支援が可能となる。	○	○			○						○

担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策					
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	女 性	子 ど も ・ 若 者	
教育 魅力課	通学バス運行に関する事務 児童生徒の通学手段としてバス会社へ運行委託	毎日のバス路線運行の中で児童生徒の変化に気付くことで、自死リスクの早期発見に繋がりが得る。	○	○			○						
	指導主事派遣に関する事務 市町村教育委員会駐在指導主事派遣に係る事務	学校と行政の橋渡し役として、様々な自死に繋がる問題を抱える児童生徒に対して、自死を防止するために必要な支援に繋げることが期待される。	○	○			○						○
	教育魅力化事業 幼稚園から高校まで全般の教育魅力化に向けた取り組みを実施	学校生活に魅力を感じるにより、不登校等が少なくなり、自死リスクの軽減、ハイリスク者の減少に繋がる。	○	○	○		○						○
	要保護準要保護児童生徒援助費に関する事務 経済的理由によって就学が困難と認められる児童の保護者に対し学用品・医療費・給食費・修学旅行費等を扶助	就学の際して経済的困難を抱えている児童は、心の内に様々な問題を抱えている場合があり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。申請に際して、家庭状況に関する事を聞き取るにより自死のリスクの早期発見と対応が可能となる。	○	○			○		○				○
	特別支援教育就学奨励費に関する事務 特別支援学級に在籍する児童の保護者に対し学用品・医療費・給食費・修学旅行費等を扶助	申請に際して、家庭状況に関する事を聞き取るにより自死のリスクの早期発見と対応が可能となる。	○	○			○						○
	P T A活動の支援 町P T A連合会への補助	P T A連合会、各校P T Aに対し、自死をテーマとした研修会の開催を促し、子どもの自死の危機に対する気付きの力を高めてもらう。また、P T A会員に対し、子どもや保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供をし、早期対応が可能となる。	○	○	○		○						○
	生涯学習支援事業 町民のニーズに対応した講師等を派遣し、生涯学習の推進を図る	生涯学習の推進により、生きていく喜び、楽しさを感じることで自死防止に繋がる。	○	○	○	○							○
就学前児童発達支援事業 幼児教育期に発達支援のための指導、助言を行う	発達支援のための指導・助言をする中で、保護者が抱える様々な課題や悩み、自死のリスクにつながりかねない問題に気付き、必要な支援に繋がれる可能性がある。	○	○			○						○	
こども 家庭 支援課	放課後児童援助費に関する事務 経済的理由により学童保育を利用しにくい児童及び多子世帯児童の学童保育利用促進を図る	経済的困難を抱えている家庭は、心の内に様々な問題を抱えている可能性が考えられる。申請に際して、家庭状況に関する事を聞き取るにより自死のリスクの早期発見と対応が可能となる。	○	○	○	○	○		○				○
	児童手当支給事業 中学生までの子どもを対象に支給 3歳未満一律15,000円、中学生一律10,000円 3歳以上小学校修了前10,000円 (第3子以降は15,000円)	資格喪失に際して、家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見と早期対応への接点になり得る。	○	○			○						○
	幼稚園（保育所）運営委託事業	入園申請に際して、家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見と早期対応への接点になり得る。 また、保育士にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、保護者の自死リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	○	○	○	○	○						○
	発達促進保育事業 身体障がい児保育に対する人件費補助	家族との関わりの中で、自死のリスクにつながりかねない問題に気付き、必要な支援に繋がれる可能性がある。	○	○		○	○						○

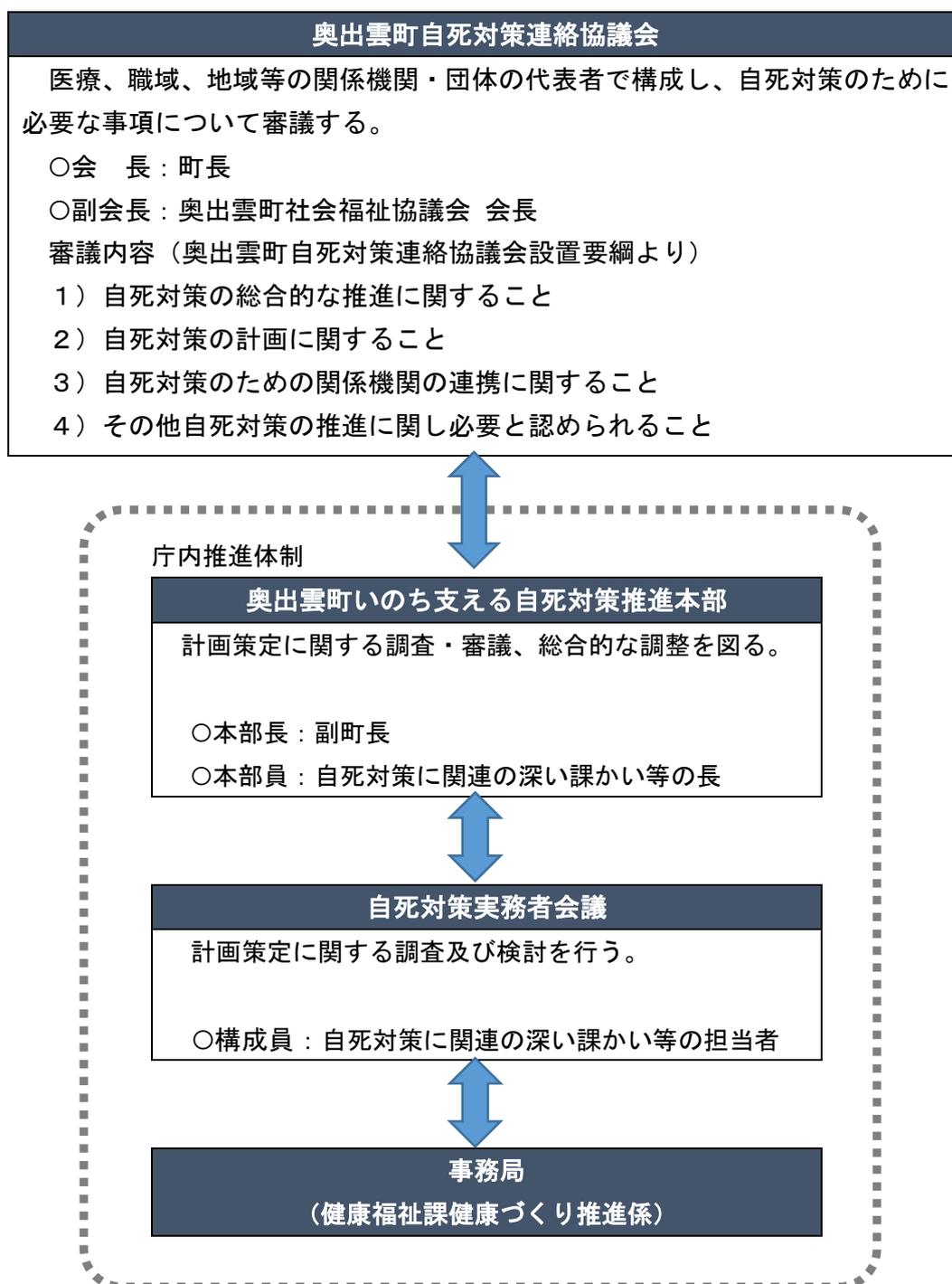
担当課	事務・事業名 事業概要	自死対策の視点からの事業の捉え方	基本施策				重点施策							
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	女 性	子 ど も ・ 若 者		
こども 家庭 支援課	民間保育所運営対策事業 定員20人以下の認可保育所で、各月初日の在籍児童数の合計が240人未満の保育所に対し運営費の一部を助成	小規模の保育所において保護者に対してきめ細やかな対応をすることで保護者の自死リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	○	○	○	○							○	
	病児保育事業 病気等で通園、通学が困難な児童を一時的に受け入れることで、働く子育て世帯を支援	申請に際して、家庭状況に関する事を聞き取るにより自死のリスクの早期発見と対応が可能となる。	○	○	○	○								○
	こども家庭センター業務（令和6年度～） 町内のすべての子ども及びその家庭、妊産婦等を対象に児童福祉と母子保健の効果的で切れ目ない一体的な支援の実施	妊婦や乳幼児の保護者の方等の心身の不安や悩み、育児等の相談に応じ、関係機関との連携を図りながら解決に向けた支援を実施することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応及び自死リスクの低減につなげることができる。	○	○	○	○							○	○
	乳幼児等医療費扶助に関する事務 乳幼児等への医療費扶助	申請時に当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○										○
	児童生徒等医療費扶助に関する事務 町内に住所を有する18歳までの児童生徒等の医療費無償化事業	申請時に当事者や家族と対面で対応する機会を活用することにより、自死に至る問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	○	○										○
議会 事務局	町議会に関する事務 議会の運営	町民との接点が多い議員にゲートキーパー研修を受講していただくことで、自死のリスクにつながりかねない問題に気付き、必要な支援に繋がられる可能性がある。	○	○			○	○	○	○				
奥出雲 病院	奥出雲病院の運営 病院の運営管理	医療の専門的な立場から、自死防止、自死未遂者支援、こころのケアなど、自死防止の拠点となり得る。 また、診療の際に自死のリスクにつながりかねない問題に気付き、必要な支援に繋がられる可能性がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	訪問看護ステーションに関する事務 訪問看護事業の運営	訪問時に当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○	○				○						

第4章 奥出雲町の自死対策推進体制

自死対策組織の関係図

「奥出雲町いのち支える自死対策推進本部」を設置し、自死対策について関係課からの緊密な連携と協力により、自死対策を総合的に推進します。

また、関係機関・団体で構成する「奥出雲町自死対策連絡協議会」において、関係機関等との連携を強化し、地域全体での取り組みを推進します。



奥出雲町自死対策連絡協議会 構成団体

分野	機関・団体
医療	雲南医師会仁多ブロック
	町立奥出雲病院
福祉	奥出雲町社会福祉協議会
職域	奥出雲町商工会
	奥出雲町建設業協会
	奥出雲町認定農業者連絡協議会
教育	島根県立横田高等学校
	中学校
	小学校
	島根県立横田高等学校 PTA
	奥出雲町 PTA 連合会
地域	奥出雲町自治会長会連合会
	奥出雲町民生児童委員協議会
	奥出雲町連合婦人会
	奥出雲町公民館連絡協議会
	奥出雲町老人クラブ連合会
	島根県断酒新生会仁多支部
	奥出雲町つくしの会（精神保健福祉ボランティア）
警察・消防	雲南警察署三成広域交番
	奥出雲消防署
議会	奥出雲町議会
行政	島根県雲南保健所
	奥出雲町

奥出雲町いのち支える自死対策推進本部 構成課

総務課
町民課
福祉事務所
定住産業課
教育魅力課
こども家庭支援課
町立奥出雲病院
健康福祉課

第5章 資料編

奥出雲町自死対策連絡協議会設置要綱

平成24年3月23日

告示第58号

改正 平成26年11月30日告示第151号

(設置)

第1条 この告示は、自死対策を総合的に推進し、もって地域における自死予防対策の強化を図るため、奥出雲町自死対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 自死対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自死対策の計画に関すること。
- (3) 自死対策のための関係機関の連携に関すること。
- (4) その他自死対策の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関の職員
- (2) 町内医療機関及び保健・福祉関係の組織団体の職員
- (3) 町民組織、各種団体の代表者
- (4) 学校関係、学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充するものとする。

3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の中から互選により決定する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(実務者会議の開催)

第7条 会長は、必要に応じて、実務者会議をすることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、町長が指定する課に置く。

2 事務局長は、課長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第151号)

この告示は、公布の日から施行する。

自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。